



藤岡市 景観計画



平成25年3月策定

令和2年10月改定

はじめに

藤岡市は、ふじと冬桜に代表される四季折々の花々、緑豊かな山間地、そして市の三方を囲む清流といった、豊かな自然に囲まれています。また、古くから人々が暮らしを営み栄えてきた歴史を有し、近代では世界文化遺産である富岡製糸場と絹産業遺産群の一つ「高山社跡」といった景観資源に恵まれ、長い年月で培われた歴史文化を継承しています。最近では、宅地開発や道路網の整備などにより都市としての発展を遂げており、本市の景観は自然、歴史文化及び都市の活力が重層的に調和や共存した特徴を有しています。



このたび、景観に大きな影響を与える屋外広告物の適正な規制誘導や花と緑のぐんまづくりのイベントに代表される市民と行政の協働による取り組みを通じて、より一層の効果的な施策展開により、更なる良好な景観形成を推進するために本計画を改定いたしました。

景観は、市民一人ひとりが地域活動に参画することや地域に対して関心を持つことで地域を再認識し、地域の歴史や文化への理解を深める中で少しずつ形成されていきます。そして、その景観を後世に継承していくことを通じて、連帯感や郷土愛を醸成することができ、地域は魅力が高まるものと考えています。

本市では、市民協働のまちづくりを通じて、官民が一体となった景観形成に取り組んでいます。引き続き、良好な景観形成に向けて、市民の皆さんの主体性を支援しながら、行政においてはその先頭に立ち、一つひとつの施策を実現させていく所存です。

今後につきましても、官民の適切な役割分担のもと、愛着と誇りがもてる景観まちづくりを推進していきますので、市民・事業者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年10月

藤岡市長 新 井 雅 博

<目 次>

I 景観計画の目的・意義

- | | |
|---------------|---|
| 1. 景観計画の目的・意義 | 1 |
| 2. 景観計画の使い方 | 4 |

II 藤岡市の景観特性と課題

- | | |
|---------------|----|
| 1. 景観特性 | 5 |
| 2. 景観形成に関わる課題 | 11 |

III 良好な景観の形成の方針

- | | |
|-------------------|----|
| 1. 景観の将来像及び基本目標 | 15 |
| 2. 景観計画の区域 | 18 |
| 3. 良好な景観の形成に関する方針 | 20 |

IV 行為の制限に関する方針

- | | |
|-------------|----|
| 1. 届出対象行為 | 28 |
| 2. 特定届出対象行為 | 32 |
| 3. 行為制限の基準 | 33 |

V 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

- | | |
|-------------------------------|----|
| 1. 屋外広告物の表示・掲出に関する基本事項 | 41 |
| 2. 屋外広告物の表示・掲出に関する行為の制限に関する事項 | 41 |

VI 景観重要建造物及び樹木の指定の方針

- | | |
|---------------|----|
| 1. 指定の基本的な考え方 | 43 |
| 2. 指定の方針 | 43 |
| 3. 指定に係る手続き | 44 |

VII 景観重要公共施設の整備に関する事項

- 1. 景観重要公共施設の指定 ----- 45
- 2. 景観重要公共施設の整備に関する方針（案） ----- 46
- 3. 景観重要公共施設の許可の基準（案） ----- 47

VIII 景観形成の推進に向けて

- 1. 景観形成推進の基本的な考え方 ----- 48
- 2. 協働による景観まちづくりの推進に向けた取り組み ----- 51

参考資料

- 1. 藤岡市景観計画改定の経緯 ----- 55
- 2. 藤岡市景観計画改定委員会要綱 ----- 56
- 3. 藤岡市景観計画改定委員会名簿 ----- 57

I 景観計画の目的・意義

1 景観計画の目的・意義

(1) 目的

景観計画は、「美しい国づくり」「観光立国」の観点から、平成16年6月に制定された景観法による、地域の特性に応じた景観づくりを進める上での柱となる基本的・総合的な計画です。

本市は、世界文化遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産である高山社跡をはじめ、県下有数の規模を誇る古墳群や約1300年の歴史を持つ伝統的な製法の藤岡瓦など、各時代を代表する歴史文化的な資源に恵まれたまちです。

また、ふじの咲く丘の藤棚や桜山公園の冬桜、烏川や神流川、鐺川、鮎川、三名川、三波川などの清流とこれらが創り出した渓谷三波石峡などの美しい自然のほか、関越自動車道、上信越自動車道及び北関東自動車道が交差する交通の要衝としての交通利便性を活かした産業交流拠点、群馬の表玄関としての役割を担うなど、自然の豊かさ、歴史文化の深さ、都市の活力を表す多様な景観が本市の景観を形づくっています。

本計画は、このような本市の景観の特性を踏まえた上で、良好な景観の実現に向けた考え方や、その方向を定めるとともに、実現のための方策及び手段を明らかにすることによって、市民・事業者・行政が一体となって、地域固有の景観を守り、活かし、育てることを目的に策定します。



ふじの咲く丘から見た藤岡のまち並み

右手前は、藤岡のランドマークになっているみかぼみらい館、中央に見える山は赤城山です。

(2) 意義

本計画の意義は、私たちが今まで気付かなかった地域固有の景観を再確認し、その価値の重要性を認識した上で、地域への愛着や誇りを高め、様々な取り組みへの動機付けとなることが考えられます。さらに、本計画に示された景観形成の方針と推進方策に基づき、市民・事業者と行政の適切な役割分担と協働のもと様々な取り組みを実践することにより、本市の良好な景観形成を実現することが可能となります。

その結果、地域の印象や魅力が高まり、世界文化遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」への来訪者の増加など、広く地域活性化に繋がるほか、暮らしの場としての快適性の向上など、市民主体のまちづくりが進展することも期待されます。



世界文化遺産「高山社跡」

(3) 策定主体

景観計画は、景観法によって「景観行政団体」が作成することが定められていることから、本計画は、景観行政団体である藤岡市が策定主体となります。

(4) 計画期間

景観は、長い年月と継続した取り組みの積み重ねにより、はじめて現実の姿として明らかになるため、本計画の期間は、特に定めないこととします。

なお、科学技術の進歩はめざましく、社会経済の変化とともに市民意識や価値観も多様化していることから、これらの動向を踏まえることが必要となります。また、市民の主体的な取り組みを通じて検討が進められる地域独自の景観形成方針や景観形成基準、景観協定等の考え方を本計画に反映することが必要となります。このため、市は、適切な時期に景観計画を見直します。

(5) 位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの上位計画である「第5次藤岡市総合計画」及び「藤岡市都市計画マスタープラン」との整合を図りながら、景観部門のマスタープランとして、市民の意見を反映させながら策定します。

本市の良好な景観形成を図るため、他の行政分野が進める施策・事業等や市民・事業者の土地利用・建築行為等に対し、法的な根拠のもと景観的な配慮を求めるものとなっています。ただし、道路の交通機能や河川の治水機能など、それぞれの施設が本来持つべき機能は、当然に優先されるものであり、景観計画に定める方針や基準は、これら機能を確保した上で、建築物や構造物が創り出す空間の質的向上を求めるものであることから、景観づくりの取り組みは、他部門の計画等との調整、整合のもとで進めるものとしします。

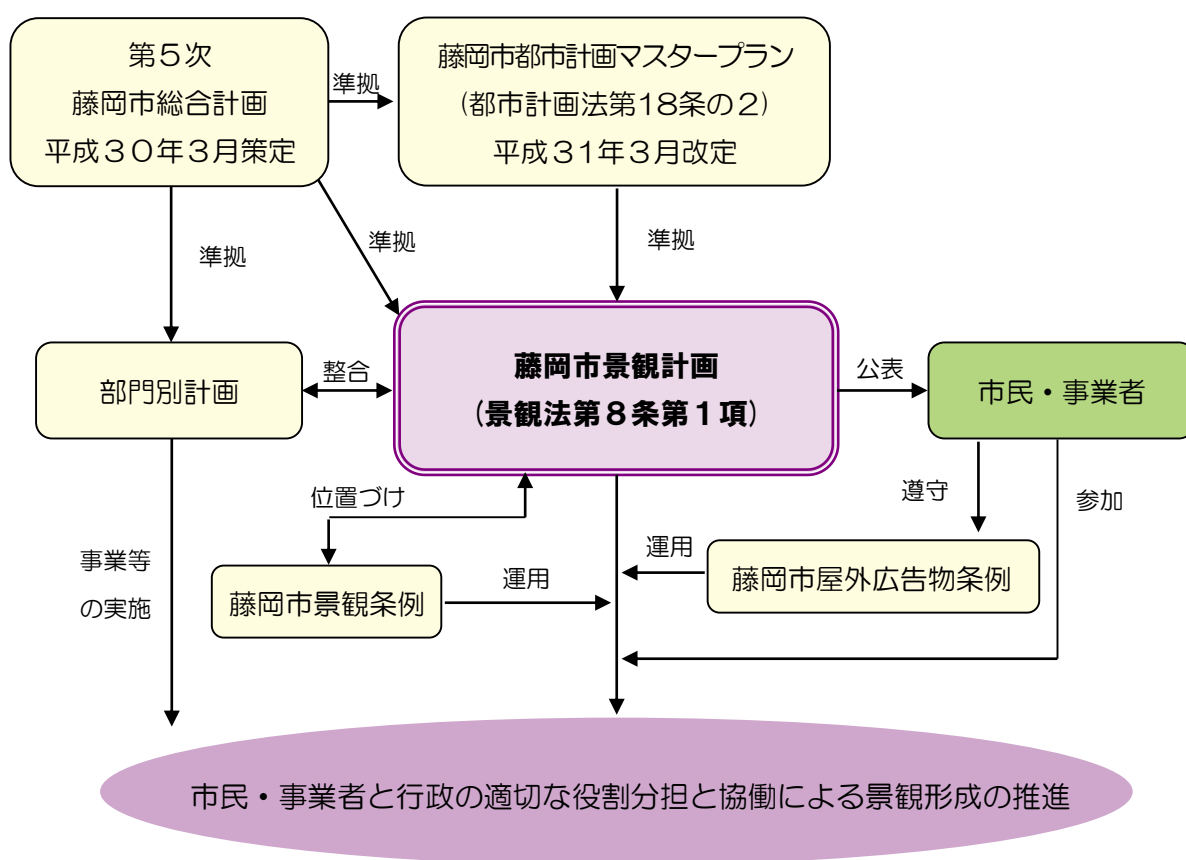
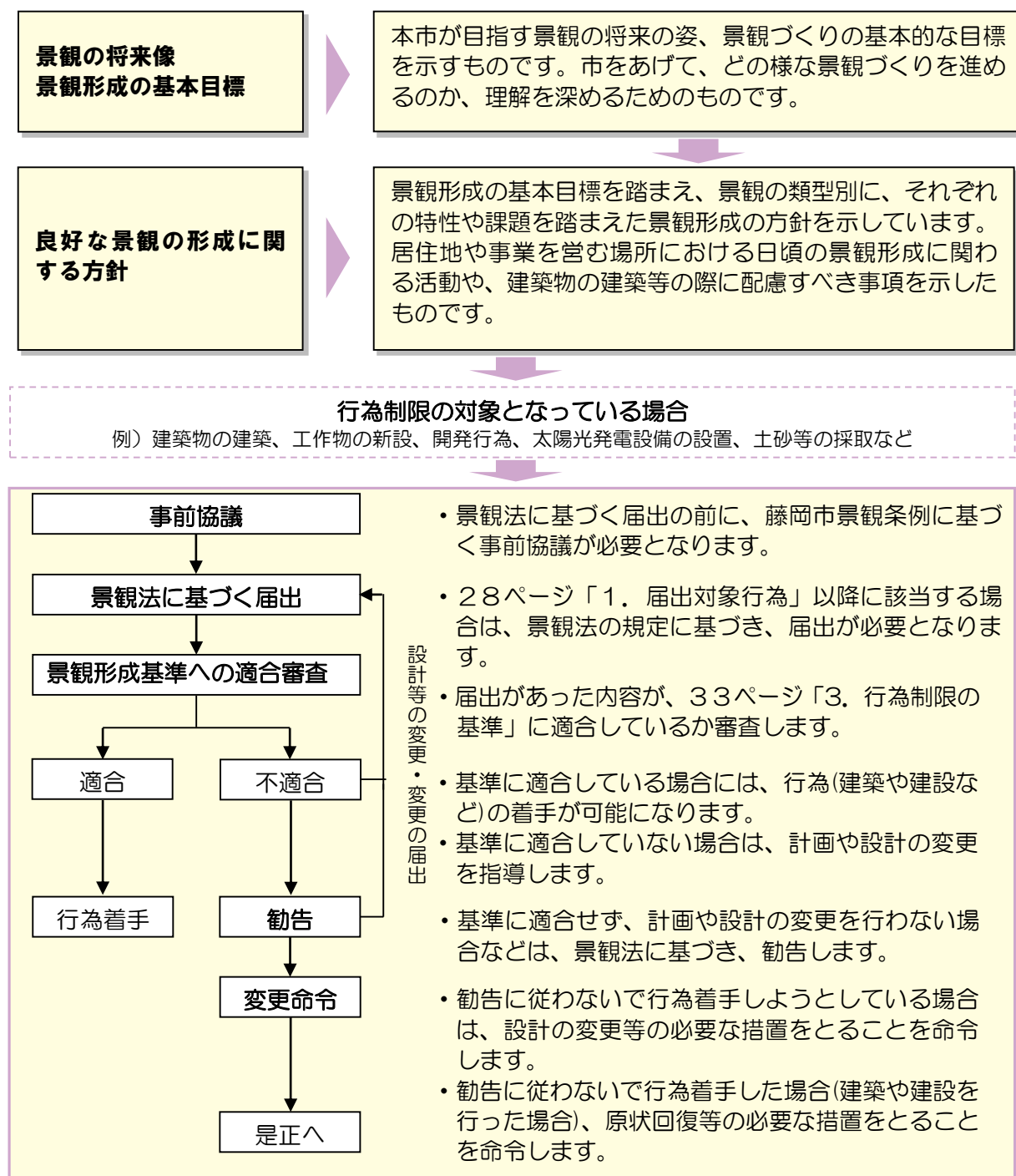


図 景観計画の位置づけ

2. 景観計画の使い方

景観計画は、本市における良好な景観づくりを進めるための「道しるべ」であり、市民・事業者・行政の景観づくりの主体が景観の将来像や基本目標、良好な景観の形成に関する方針を共有するとともに、これらを実現するための行為制限の対象と、これら行為が遵守すべき景観形成基準を示すことを目的としています。

このため、本計画は、景観の将来像や基本目標、良好な景観の形成に関する方針を理解するための参考書として用いるとともに、計画する行為が制限対象となっているか、行為制限の対象に該当する場合は、どのような基準に適合する必要があるかを確認するための手引き書として活用するものです。



II 藤岡市の景観特性と課題

1. 景観特性

本市は、自然の豊かさ、歴史文化の深さ、都市の活力を表す多様な景観資源に恵まれ、これらが特徴的な景観を形づくっています。これら景観資源によって構成される本市固有の景観の特性を把握するため、それら景観の同質性から類型化し、その類型ごとに整理します。

(1) 景観類型の検討

本市の景観は、山間地部に広がり、市街地景観に彩りを与える遠景要素ともなる「緑濃き森林」や河川が潤す平坦地部に御荷鉾山などを背景として広がる「豊かな水を背景とした田園風景」、暮らしに必要な諸機能がコンパクトにまとまって形成される「暮らし・都市活動の基盤となる市街地」で構成され、「平地を縁取る山々の緑」や「大地を潤す豊かな河川」、「都市の発展と市民の暮らしを支える幹線道路」が景観の骨格を形成しています。

また、各時代を象徴する「歴史的建造物」や「遺跡・史跡」、豊かな自然を象徴する「公園」、「湖沼」などの景観資源が市全域にわたって分布しています。

さらに、これらが近景や遠景として重なり合って眺めることのできる「眺望点」も、本市の景観の大きな特徴となっています。

このため、景観を大きく「景観の構成」「景観の骨格」「拠点景観」「眺望景観」の4つに分類するとともに、さらに9つの景観へと細分することで類型化し、景観の特性を把握します。

	景観の構成要素・景観資源	景観類型
景観の構成	○緑濃き森林	A. 森林の景観
	○豊かな水を背景とした田園風景	B. 田園の景観
	○暮らし・都市活動の基盤となる市街地	C. まちの景観
景観の骨格	○平地を縁取る山々の緑	D. 里山の景観
	○大地を潤す豊かな河川	E. 水辺の景観
	○都市の発展と市民の暮らしを支える幹線道路	F. 道路の景観
拠点景観	○歴史的建造物 ○遺跡・史跡	G. 歴史文化の拠点景観
	○公園 ○湖沼	H. 水と緑の拠点景観
眺望景観	○眺望点	I. 眺望景観(眺望点)

①景観の構成

本市の景観は、「緑濃き森林」「豊かな水を背景とした田園風景」「暮らし・都市活動の基盤となる市街地」として、地形条件や土地利用からみた景観の同質性から捉えることができます。

このため、この3つの区分から本市の景観の構成を大きく捉えた類型化を行うものとし、「緑濃き森林」を『森林の景観』、「豊かな水を背景とした田園風景」を『田園の景観』、「暮らし・都市活動の基盤となる市街地」を『まちの景観』と位置づけます。

○地形条件及び土地利用からみた、概ねの景観の同質性からゾーニングし、3つの類型に区分します。

凡例	
A. 森林の景観（都市計画区域外）	
B. 田園の景観（市街化調整区域・非線引き都市計画区域）	
C. まちの景観（市街化区域・非線引き都市計画区域（鬼石中心市街地））	

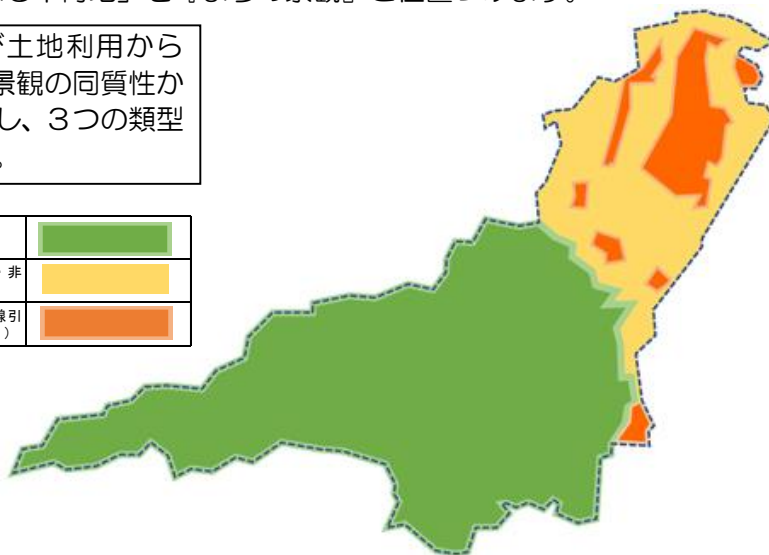


図 景観の構成からみた類型化

②景観の骨格

「景観の骨格」では、「平地を縁取る山々の緑」「大地を潤す豊かな河川」「都市の発展と市民の暮らしを支える幹線道路」として、主に線的な景観要素が、本市の景観の主軸を構成しているものとして捉えることができます。

このため、この3つの区分から類型化を行うものとし、「平地を縁取る山々の緑」を『里山の景観』、「大地を潤す豊かな河川」を『水辺の景観』、「都市の発展と市民の暮らしを支える幹線道路」を『道路の景観』と位置づけます。

凡例	
D. 里山の景観	
E. 水辺の景観	
F. 道路の景観	自動車専用道路 
	主要な道路 

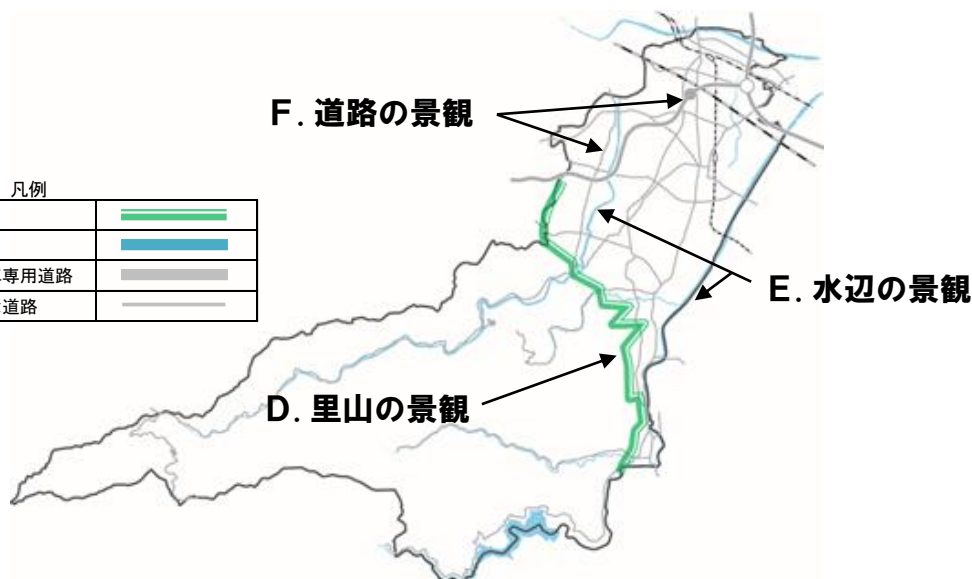


図 景観の骨格からみた類型化

③拠点景観

各時代を象徴する歴史的建造物や遺跡・史跡、豊かな自然を象徴する公園、湖沼などの景観資源について、「歴史的建造物」及び「遺跡・史跡」を『歴史文化の拠点景観』、「公園」及び「湖沼」を『水と緑の拠点景観』として、2つの類型景観を位置づけます。

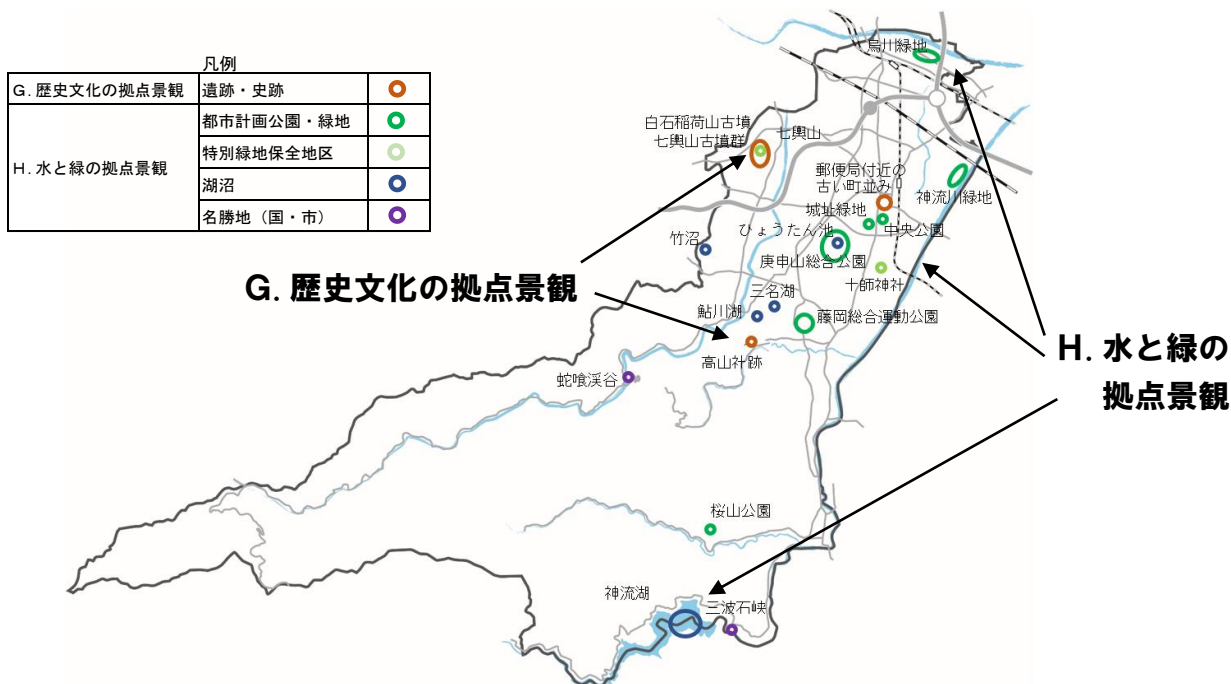


図 拠点景観の類型化

④眺望景観

山頂などの高い場所から見た中心市街地及び高崎市・前橋市方面への眺望や、市街地から見た西部、南部の山並みへの眺望及び世界文化遺産に登録された高山社跡を、興禅院から見た高山社跡周辺（緩衝地帯）などの眺望景観を類型の1つとして位置づけます。



図 眺望景観

(2) 景観特性の整理

「景観の構成」「景観の骨格」「拠点景観」「眺望景観」の4つに分類するとともに、さらに9つの景観へと細分した類型化の結果を踏まえ、類型ごとに景観の特性を整理すれば次のとおりです。

A. 森林の景観

- ・県内でも有数のスギ・ヒノキの集散地として栄えたこともあって、単一植生によるまとまりと美しさのある森林景観が山間地部に広がっています。
- ・その一方で、新緑や紅葉など、四季折々に姿を変える植生分布もみられ、多くの市民に親しまれるなど、多様な表情を持っていることが特徴といえます。
- ・維持管理等の不足から荒廃化が進みつつあり、豊かな緑の自然環境を損ねる要因が一部で見られます。

B. 田園の景観

- ・平坦地部の市街地周辺部に農地が広がっており、里山の景観と一体となって、ふるさとも感じさせる景観が形成されています。
- ・平坦な地形に広がる農地は、遠く赤城山等の上毛三山をはじめとする市外の山並みの眺望を可能としており、関越自動車道・上信越自動車道や上越新幹線などの構造物と農地、遠景の山並みのコントラストが、自然と都市の調和や共存を表し、本市の景観を特徴づけています。

C. まちの景観

- ・市街地の中心を構成する商業地は、群馬藤岡駅周辺に形成されていますが、主要地方道藤岡本庄線、主要地方道藤岡大胡線や国道254号への沿道型商業施設の立地が進み、中心商業地の活気やにぎわいが低下しつつあります。
- ・中心商業地では、空き店舗が目立ちつつあり、街並みとしてのまとまりや商業空間としての連続性が損なわれつつあります。
- ・住宅地は中心商業地を取り囲むように配置されており、敷地面積に比較的ゆとりがあり、庭木もみられるなど緑豊かな景観が形成されていますが、市街化の進行と建築様式や材料の多様化により、デザインや色彩などで調和を損ねる景観が見られます。
- ・工業地は郊外部において工業団地が造成され、製造・物流業を中心に産業拠点として大規模な工場や倉庫が立地しており、必要な緑化により周辺の景観に調和した配慮が行われています。

D. 里山の景観

- ・ 関東平野の縁辺部に位置することから、山間地部と平坦地部の境が明確であり、その境界部分には斜面を構成する緑地が広がり、市街地を縁取るとともに、景観の背景となって自然の豊かさを印象づけています。しかしながら、里山の本来の意義が薄れるに従い、維持管理が不足するなど、身近な緑の景観も損なわれつつあります。
- ・ 絹産業とともに発展したまちの成り立ちを背景に、集落には屋根の意匠に特徴のある養蚕建築が残されているほか、日本の在来工法による家屋が集積しており、農地、里山、集落の家屋が一体となった良好な景観が形成されています。

E. 水辺の景観

- ・ 平坦地部を流れる広がりのある河川や、蛇喰溪谷、三波石峡などの溪谷などは、周辺の地形条件により多彩な水辺景観を有しています。
- ・ 平坦地部においては、広い河川空間を介して遠景となる山並みと、四季とともに彩りを変える河岸の森林とそれぞれ一体となるなど、特徴的な景観を形成しています。

F. 道路の景観

- ・ 主要地方道藤岡本庄線、主要地方道藤岡大胡線や国道254号などの市街地における幹線道路沿いは、沿道型商業施設の立地が進むなど、道路の整備に伴う沿道利用とともに、新たな景観の軸を形成しつつあります。
- ・ 山間地部においては、並行して流れる河川の溪谷美を眺めることのできる眺望の場として機能しているほか、鬼石地域などにおいては古い建造物が残され、時代を感じる景観の変化を楽しむことが可能となっています。

G. 歴史文化の拠点景観

- ・ 世界文化遺産に登録された高山社跡は、本市の歴史文化を代表する誇るべき景観資源となっています。また、周囲の森林や養蚕建築と石積みの擁壁などが往時を偲ばせる、風情のある景観が残されています。
- ・ 市街地を中心に残る歴史的建造物などは、中山道の脇往還である下仁田街道と十石街道が交差する宿場町として栄えたこと、また、浄法寺をはじめとする社寺建築物が境内地の樹木と一体となって、地域の目印、シンボルとなる景観を形成しています。
- ・ 古代から人が住んだ暮らしやすい土地であることを表す七輿山古墳や白石稲荷山古墳などは、本市の歴史文化を表すだけでなく、小高い山が眺望点として、また植樹された桜などがレクリエーションの場として機能しており、市を代表する景観の対象・眺望点となっています。

H. 水と緑の拠点景観

- ・ 神流湖や竹沼、三名湖等の湖沼は、新緑や紅葉など、四季を通じて表情を変える森林の緑が湖面に映える良好な景観を形成しています。
- ・ 桜山や庚申山など市街地に近接した山は、冬桜や藤など、特徴的な樹木の植栽により、市内外から多くの人が訪れる市内随一の優れた景観資源となっています。

I. 眺望景観(眺望点)

- ・ 関東平野の縁辺部に位置することから、平坦地部から周囲の山並みへの眺望、山間地部から平坦地部を見おろす眺望のほか、市街地周辺に広く農地が広がる土地利用状況から、市外の山並みを眺めることができるなど、眺望景観に優れていることが本市の景観特性を最も良く表しています。
- ・ 興禅院から望む、世界文化遺産高山社跡周辺の緩衝地帯は本市が守っていくべき、眺望景観です。
- ・ 桜山や庚申山などの眺望点は公園として整備されるなど、多くの眺望点が確保されていることも大きな特徴といえます。



竹沼の桜



ららん藤岡のイルミネーション



ふじの咲く丘のライトアップ



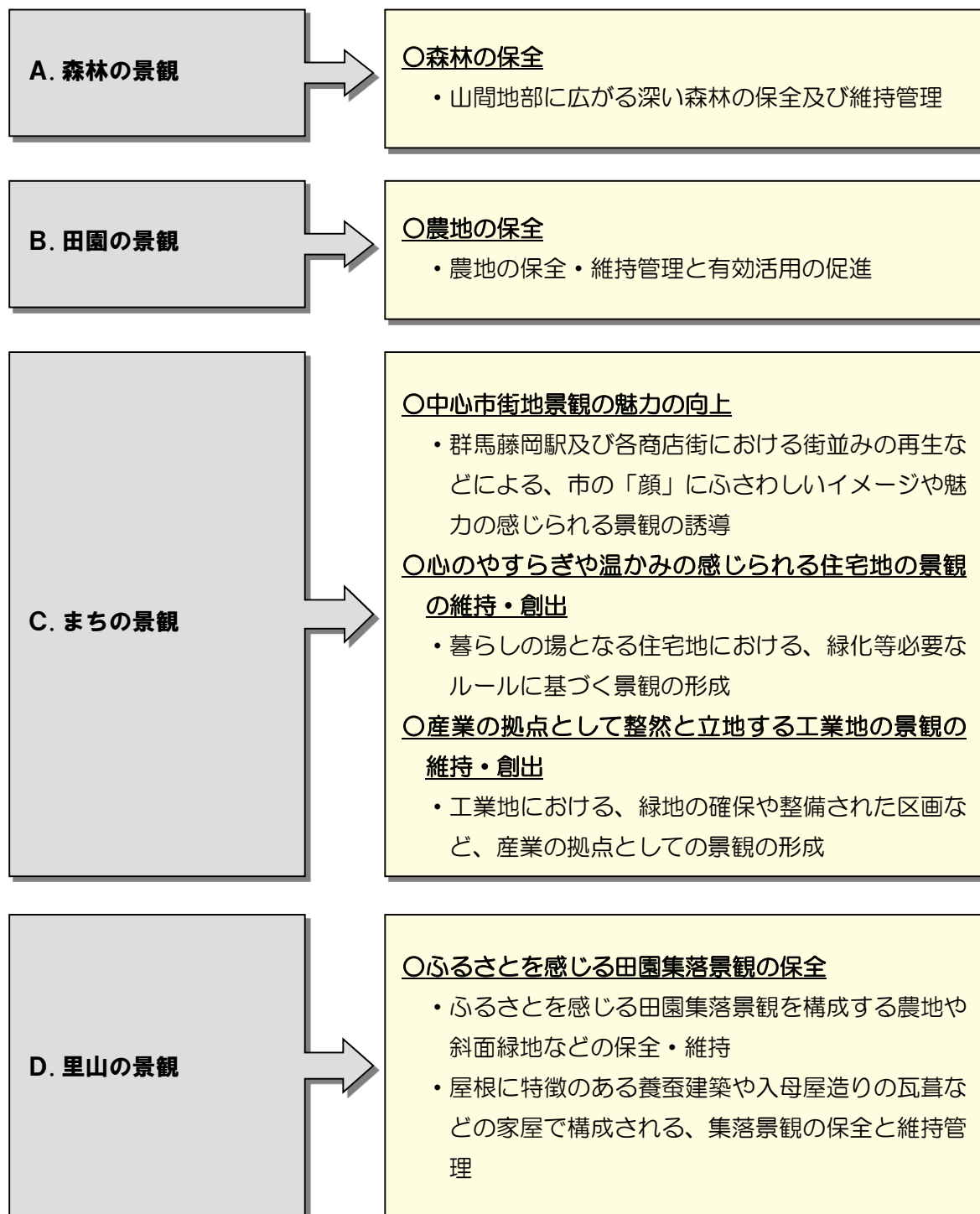
下久保ダムの4門放流

2. 景観形成に関わる課題

本市における景観形成に関わる課題は、次のように整理されます。

今後、より良好な景観の形成を推進する上では、市民や事業者、行政が協働してこれら課題の解決に向けた取り組みを推進することが必要と考えています。

(1) 景観特性を踏まえた課題



E. 水辺の景観

○水辺景観の維持・向上

- ・ 神流川や鮎川などの河川の水質保全と一層の維持管理
- ・ 三波石峡や蛇喰溪谷などの水辺の景勝地における景観の保全
- ・ 治水安全面との調整のもとでの、周辺に調和した河岸景観の創出

F. 道路の景観

○良好な景観軸の創出

- ・ 緑化や道路占用物の適切な誘導などによる良質な道路景観の創出
- ・ 沿道における緑化や建築物等の位置・形態意匠の誘導などによる特徴的な街並みの形成

G. 歴史文化の拠点景観

○世界文化遺産高山社跡周辺の適切な景観誘導

- ・ 世界文化遺産である高山社跡の保護と適切な維持管理
- ・ 高山社跡周辺の森林をはじめとする豊かな自然の保全と適切な維持管理
- ・ 興禅院から眺望可能な範囲（緩衝地帯）における、世界文化遺産にふさわしい地域景観の誘導

○歴史的景観資源の保全と活用

- ・ 地域のシンボル、心の拠り所となっている浄法寺や諏訪神社、浅間神社などの寺社と、境内地等の特徴的な古木・巨木、花木などの一体的な維持・保全
- ・ 七興山古墳など、県内随一の古墳密集地としての保全と市民のレクリエーションの場、眺望点としての活用
- ・ 中心市街地に残る古い家屋、街並みの維持・保全と再生の検討

H. 水と緑の拠点景観

○拠点景観の維持・向上

- ・ 神流湖や竹沼、三名湖等の湖沼における水辺景観の保全と市民のレクリエーションの場、眺望点としての活用
- ・ 治水安全面との調整のもと、周辺に調和した湖岸景観の創出

I. 眺望景観(眺望点)

○眺望を損ねる要因の改善

- ・ 建築物の高さや規模、屋外広告物の配置など、良好な眺望を損ねる要因の改善

○眺望点の環境確保

- ・ 優れた眺望を得る場にふさわしい、眺望点の環境の確保



八塩あじさいの里



鬼石まつり



土と火の里公園のこいのぼり

(2) 景観阻害要因の改善に向けた課題

○周辺との調和に向けた景観の改善

- ・耕作放棄地や手入れの不足した森林の保全と適切な維持管理
- ・不法投棄など、良好な景観を損ねている要因の排除・抑制

○空き家、空き店舗などの有効活用や適切な維持管理

- ・良好な景観を損ねている、管理がされていない空き家対策の検討
- ・商店街における空き店舗の有効利用策等の検討

○周辺に調和しない建築物・構造物等の適切な誘導

- ・景観づくりの視点も含めた土地利用や建築・開発行為・太陽光発電設備設置事業などの適切な誘導
- ・鉄塔などの工作物の景観的な配慮の誘導

○屋外広告物の適切な誘導

- ・無秩序に表示・設置される屋外広告物の景観的な配慮の誘導
- ・街並みの魅力を高める要素としての屋外広告物の有効活用の検討

(3) 景観形成の推進上の課題

○市民の景観に対する意識の醸成

- ・景観に対する意識を高め、実際の景観づくり活動へとつなげるための取り組みの検討
- ・景観形成に向けた必要なルールを設定する場合の、理解を促すための積極的な情報公開・交換と合意形成に向けた取り組みの推進

○市民の主体的な景観形成を促す仕組みづくり

- ・市民による主体的な取り組みを支援する仕組みの検討

○市民・事業者・行政による協働体制づくり

- ・地域住民の意識の高まりや意向に応じた、市民相互、市民と行政の連携と協働による景観づくりを可能とする体制の検討
- ・都市計画や建築、産業、教育・文化、市民活動など、市行政各分野の横断的な連携に向けた庁内体制の確立の検討

○広域景観形成を促す体制づくり

- ・本市のみでなく、隣接自治体との連携により、道路や河川などの景観軸の形成・眺望点からの景観の保全を可能とする体制の推進

Ⅲ 良好な景観の形成の方針

1. 景観の将来像及び基本目標

(1) 景観の将来像

景観形成を進めるにあたって、目標とする景観の姿は、「第5次藤岡市総合計画」の将来像である「郷土を愛し 未来を創生する藤岡」を踏まえ、次のように掲げるものとします。

世界に誇る歴史文化に 四季の彩りが映える
やさしい風景のあるまち

本市は、世界文化遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産である高山社跡をはじめ、県下有数の規模を誇る古墳群や約1300年の歴史を持つ伝統的な製法の藤岡瓦など、各時代を代表する歴史文化的な資源に恵まれたまちです。

特に、世界文化遺産として登録された高山社跡は、養蚕教育機関として画期的な近代養蚕法である清温育の確立と普及により、農家の収入を高め、安定化させただけでなく、世界の絹産業の発展と絹消費の大衆化をもたらした、世界に誇れる遺産といえます。

また、ふじの咲く丘の藤棚や桜山公園の冬桜は本市のシンボルであり、烏川や神流川、鐺川、鮎川、三名川、三波川などの清流とこれらが創り出した渓谷三波石峡・蛇喰溪谷は、新緑や紅葉の季節をはじめ、四季の移り変わりとともに表情を変え、市内外の多くの人々に親しまれています。

一方、本市は関越自動車道、上信越自動車道及び北関東自動車道が交差する交通の要衝となっていることを背景に、これら交通利便性を活かした産業交流拠点、群馬の玄関口としての役割を担うなど、本市の景観は、世界に誇る歴史文化と四季折々に彩りを変える豊かな自然に代表され、また、交通の要衝としてのまちの活力を映したものとなっています。

このため、景観の将来像は、先人が築いた歴史・文化、豊かな自然を大切に守りながら、多くの人が集い・交流し、市民が相互に、また訪れる人が市民のやさしさをまちの表情から感じるこ
とのできる「世界に誇る歴史文化に 四季の彩りが映える やさしい風景のあるまち」とします。



藤岡インターチェンジ周辺



藤岡まつり



桜山の冬桜

(2) 景観形成の基本目標

景観の将来像を実現するため、何を「まもり(保全)」、いかし(活用)」、「よいものにし(改善)」、「つくり(創出)」、「そだてる(育成)」が必要となるのか、基本目標として次の4つの方向を示します。

<景観形成の基本的な考え方>

『まもり(保全)、いかす(活用)』：守るべき景観を適切に守るとともに、これらを活かし、その魅力をさらに高めること

『よいものにす(改善)』：良好な景観を損ねている部分を取り除き、良いものとする

『つくる(創出)』：新しい本市の魅力、やさしさの感じられるまちの表情を創り出すこと

『そだてる(育成)』：市民共有の財産として、ともに育てていくこと

基本目標① 『まもり、 いかす』

自然と歴史文化が織りなす風景の価値を さらに高めて次代に継承する

御荷鉾山などの山々に広がる森林や烏川や神流川、鐺川、鮎川、三名川、三波川などの河川がつくる渓谷美など、新緑や紅葉などの四季の移り変わりとともに表情を変える豊かな自然、また世界文化遺産として登録された高山社跡、白石稻荷山古墳群などの歴史文化的な遺産は、本市を代表する景観となっています。

「世界に誇る歴史文化に 四季の彩りが映える やさしい風景のあるまち」を実現するため、まず、これらの価値を守っていくとともに、こうした先人から受け継いだ風景、景観資源に、さらに付加価値を付けて、次の世代に引き継いでいくことを目指します。

基本目標② 『よいものにす』

多様な価値観を尊重しつつ、 調和のある風景・街並みに改善する

豊かな自然の風景や、市街地を中心に残る、中山道の脇往還である下仁田街道の宿場町として栄え、現代に受け継がれる歴史的建造物などの街並み、絹産業の発展を牽引した地域を語る養蚕建築などは、本市に暮らす人々の共有財産であり、その歴史や文化の積み重ねを尊重することが必要となります。

一方では、交通の要衝という位置的条件を背景とした産業交流拠点、群馬の表玄関としての役割も期待されており、産業の振興や暮らしやすい居住環境の創出など、新たな価値観に即したまちづくりも不可欠となっています。

このため、「豊かな自然や歴史文化を守り・活かす」という視点からの価値観や「都市の発展や暮らしに対応したまちの創出」という視点からの価値観など、多様な価値観を尊重し、これらを阻害する要因を取り除くことで、調和の感じられる景観へと改善することを目指します。

基本目標③
『つくる』

市民のやさしさが表れた

魅力的な街の表情を創り出す

環境の良い場所には良い景観が、悪い場所には悪い景観が現れるなど、景観は「見ることのできる環境」として、その環境の良否を測る「ものさし」といわれています。その意味で、市の将来像である「郷土を愛し」を根幹とし、「市民が本市を郷土として愛し、誇りに思っていること」がまちづくりに必要とされ、「やさしさ」が表れています。

このため、自然の豊かさや歴史文化を感じさせる風景を守るだけでなく、住む人、働く人全てが本市を郷土として感じることができるよう愛着や誇り、人や自然に対するやさしさや思いやりの気持ちが込められた、魅力ある景観の創出を目指します。

基本目標④
『そだてる』

誰もが協力し合って美しい風景を育てる

本市の景観は、私たちの土地や家が一体となって形作っているものであるため、景観形成には、市民一人ひとりが主役と自覚することが必要です。

市民・事業者・行政など、市に関わる誰もが協力しあって、「やさしさ」を感じることでできる美しい風景を育てる取り組みを進めます。



河川クリーン作戦



藤岡オープンガーデン

2. 景観計画の区域

景観計画の対象となる景観計画区域は、次のとおりです。

○市全域を景観計画区域とします。

本市の景観は、眺望景観に優れていることに特徴があり、その保全が重要となります。

眺望景観は、例えば、視点近傍の建築物、その背後に広がる農地、その背景となる遠景要素の山並みなどの景観要素が、重層的に見えることで成り立つことから、一定の区域に限定することなく、広く市全域にわたる景観要素の保全・活用、改善、創出、育成に、総合的に取り組む必要があると考えられます。

このことから、市全域を「景観計画区域」とします。

○景観上重要な区域を「重点景観計画区域」とします。

市全域での取り組みが必要となる一方で、重要性や緊急性などの観点から優先的に取り組むことも求められ、同時にその区域における取り組みが、周辺に波及することも見込まれます。

このため、景観計画区域のうち、本市の景観形成を進める上で特に重要な区域であり、重点的な景観形成を進めることによって、市全域の取り組みを先導していくことが期待される区域を重点景観計画区域と位置づけます。

本景観計画では、世界文化遺産として登録された高山社跡周辺を「重点景観計画区域」に位置づけ、世界遺産の顕著な普遍的価値を保全するため、重点的に景観形成の取り組みを進めることとします。

景観計画の区域名	面積
景観計画区域(市全域)	18,029ha
高山社跡周辺重点景観計画区域	54ha

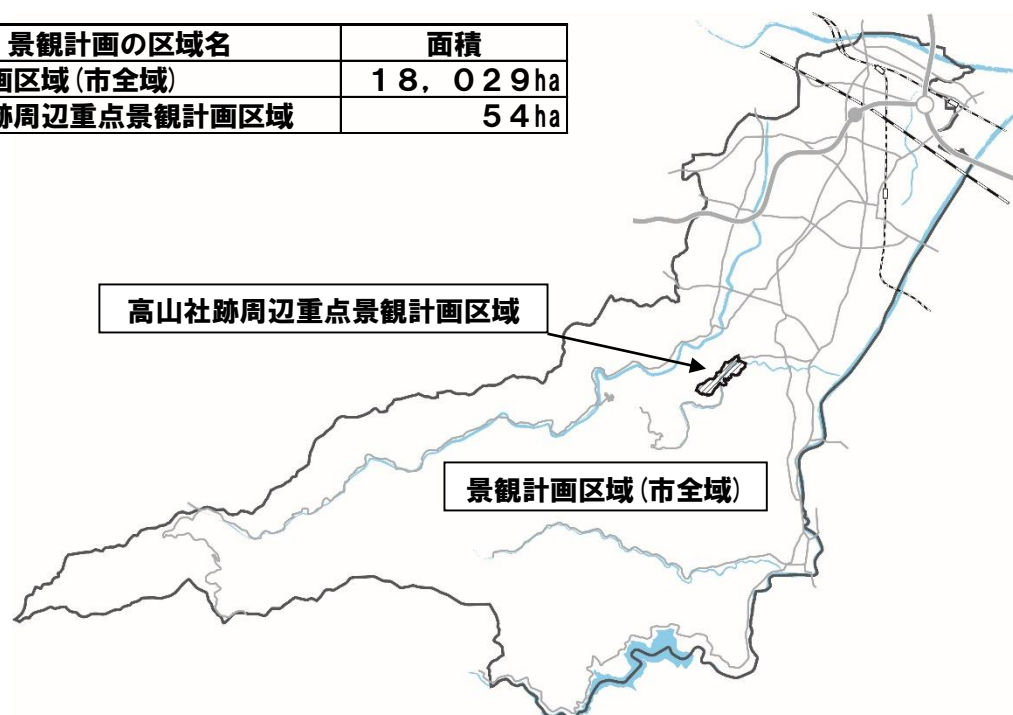


図 景観計画区域の設定

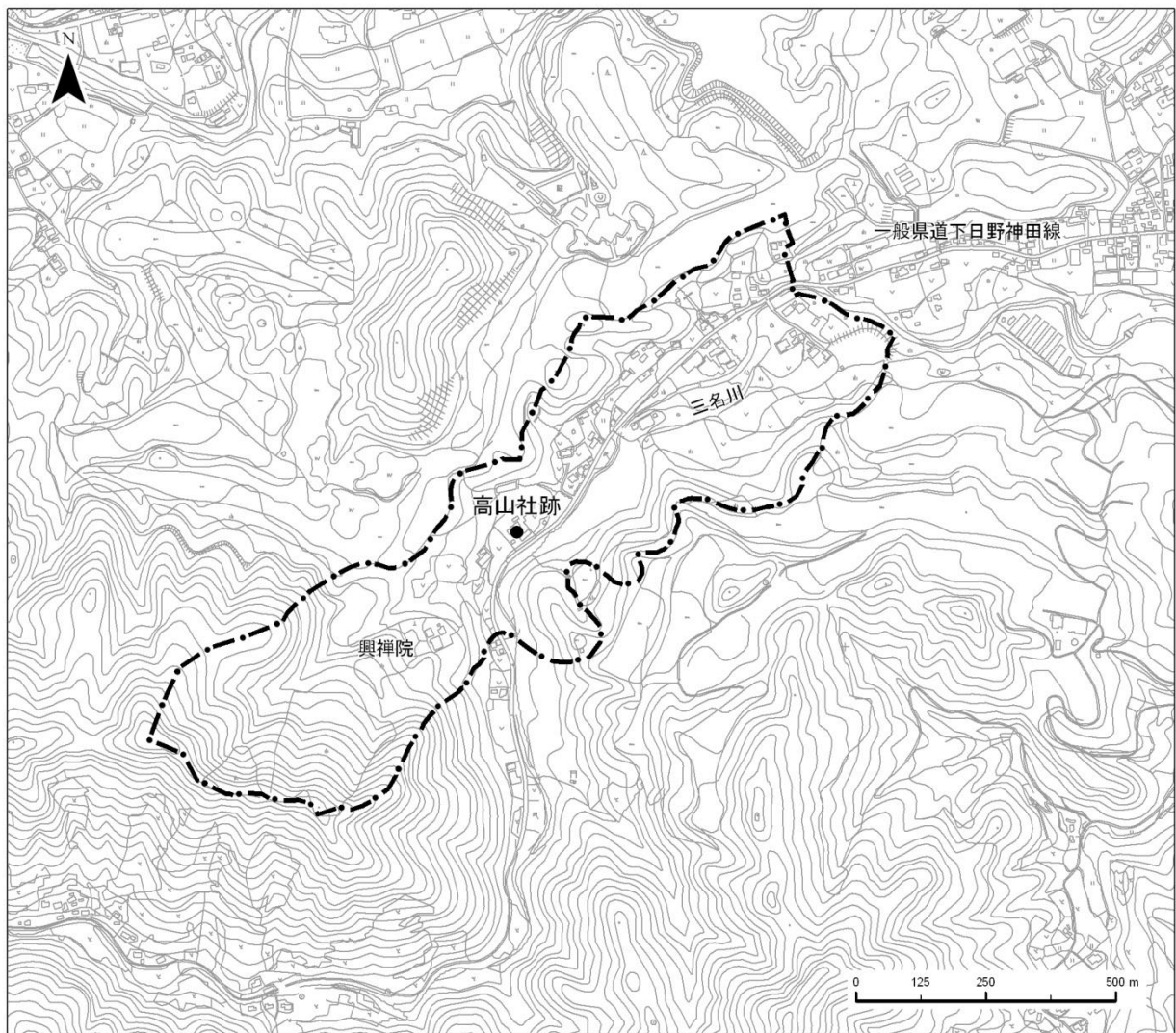


図 高山社跡周辺重点景観計画区域の範囲



現在の「高山社跡」



分教場時代の高山社

3. 良好な景観の形成に関する方針

本市の景観は、景観の同質性から「A. 森林の景観」「B. 田園の景観」「C. まちの景観」「D. 里山の景観」「E. 水辺の景観」「F. 道路の景観」「G. 歴史文化の拠点景観」「H. 水と緑の拠点景観」「I. 眺望景観(眺望点)」の9つに区分しています。

このうち、「A. 森林の景観」「B. 田園の景観」「C. まちの景観」の3つは、地形条件や土地利用からみた面的広がりを持つ景観類型であり、この面的な広がりの中に「D. 里山の景観」「E. 水辺の景観」「F. 道路の景観」の3つの線的な景観類型、「G. 歴史文化の拠点景観」「H. 水と緑の拠点景観」「I. 眺望景観(眺望点)」の3つの点的な景観類型が存在しています。

このため、良好な景観の形成に関する方針は、次のように面的な景観類型の持つ景観特性に対応したものとし、「森林の景観ゾーン」「田園の景観ゾーン」「まちの景観ゾーン」の方針と、各ゾーンに位置する線的及び点的な景観の方針を示します。

景観の構成(面的な景観類型)(ゾーン)			
	森林の景観 ○緑濃き森林の保全 ○緑を基調とした景観を損ねる行為の規制・誘導	田園の景観 ○農地を主体とした景観の再生 ○良好な集落景観の維持・保全 ○田園集落景観に調和した土地利用等の誘導	まちの景観 ○にぎわいのある街並みの再生 ○道路沿道における屋外広告物等の適切な誘導 ○暮らしの場にふさわしい景観の育成 ○周辺との調和に配慮した工業地景観の誘導
景観の骨格(線的な景観類型)	里山の景観 ○斜面緑地の適切な維持管理	○里山の牧歌的な景観の保全	
	水辺の景観 ○水辺の景勝地の保全・活用	○河川景観の保全・活用	
	道路の景観 ○自然豊かな景観に調和した道路景観の修景	○道路沿道における屋外広告物等の適切な誘導	○良好な道路景観の創出
拠点景観・眺望景観(点的な景観類型)	歴史文化の拠点景観 ○世界文化遺産高山社跡周辺(緩衝地帯)の保全	○歴史文化の拠点景観の保全と魅力の向上	○歴史文化の拠点景観の保全・再生
	水と緑の拠点景観 ○水と緑の拠点景観の保全と魅力の向上	○水と緑の拠点景観の保全と魅力の向上	○水と緑の拠点景観の魅力の向上
	眺望景観 ○良好な景観の眺望点にふさわしい環境の確保	○良好な景観の眺望点にふさわしい環境の確保	○良好な景観の眺望点にふさわしい環境の確保

図 景観類型と方針

(1) 森林の景観ゾーン

○緑濃き森林の保全

自然の豊かさや本市の景観の特徴である良好な眺望
景観の対象として、自然環境保全法の適切な運用のほ
か、地域森林計画等に基づく森林施業を基本とした適切
な維持管理により、緑濃き森林が織り成す景観を保全し
ます。



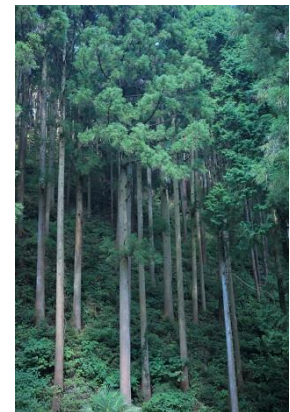
森林景観

○緑を基調とした景観を損ねる行為の規制・誘導

無秩序な自然地形の改変や森林の伐採など、周辺の緑を基
調とした景観を損ねる行為を適切に規制・誘導します。

○斜面緑地の適切な維持管理

森林の景観を縁取り、田園の景観の背景となって里山の景
観を構成する斜面緑地は、緑と身近にふれあうことのできる
空間として活用に向けて、適切な維持管理を促進します。



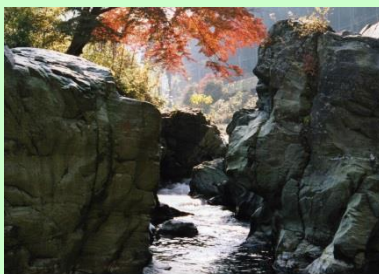
市の木「杉」

○水辺の景勝地の保全・活用

神流湖や神流川、三波石峡、蛇喰溪谷などの水辺の景
勝地は、水辺を基調とした景観を保全するとともに、観
光やレクリエーションの空間として有効に活用します。



三波石峡



蛇喰溪谷



神流湖



こんぴら橋からの景観

○自然豊かな景観に調和した道路景観の修景

当該ゾーンに位置する道路及び沿道の景観については、沿道の森林や河川の渓谷美が景観の主たる対象となるため、森林の保全・再生を促進するとともに、河川の水質の維持・保全及び沿岸の適切な管理を進めます。また、沿道の法面や擁壁の修景など、周辺景観との調和に配慮します。



一般県道下日野神田線

○世界文化遺産高山社跡周辺（緩衝地帯）の保全

歴史文化の拠点景観に位置づけられる高山社跡については、世界文化遺産に登録されており、本市の歴史文化を代表する誇るべき景観資源であることから、資産の効果的な保護を目的として、高山社跡周辺の緩衝地帯における、森林や養蚕建築と石積みの擁壁など、往時を偲ばせる景観を優先的・重点的に保全するとともに、顕著な普遍的価値を損ねるおそれのある開発行為等を適切に誘導し、魅力的な景観づくりを進めます。



興禅院からみた高山社跡

○水と緑の拠点景観の保全と魅力の向上

水と緑の拠点景観に位置づけられる桜山公園などにおいては、市内外の多くの人に親しまれる景勝地としての景観を保全するとともに、これらを一層活用するための公園施設等の整備に際しては、既存の緑地や地形等を活かし、自然の豊かさを印象づける景観の魅力を高めます。



桜山公園の紅葉

○良好な景観の眺望点にふさわしい環境の確保

御荷鉾山の山頂や桜山、子王山の高山二千階段など、本市の田園景観や市街地を介して、遠く上毛三山等を眺めることのできる眺望点は、良好な景観にふさわしい環境の確保を進めます。



桜山からの眺望

(2) 田園の景観ゾーン

○農地を主体とした景観の再生

営農環境の整備や景観を損ねる構造物等の改善、耕作放棄地の有効活用の促進などにより、周辺の農地と一体となった良好な景観へと誘導・再生します。



神田の農地

○良好な集落景観の維持・保全

良好な集落景観を維持・保全するため、街並みのルールなどを尊重した土地利用や建物の立地を誘導します。



川除の集落

○田園集落景観に調和した土地利用等の誘導

資材置き場などは、良好な田園集落景観に調和したものとなるよう、適切に誘導します。

○里山の牧歌的な景観の保全

農地と集落、背景をなす斜面緑地を適切に維持し、自然と暮らしが共生した里山の牧歌的な景観を保全します。



里山の景観

○河川景観の保全・活用

烏川や神流川、鮎川などの河川の景観は、水面を介した眺望に優れているため、河川の水質の維持・保全及び沿岸の適切な管理を進めるとともに、水辺を基調とした景観に調和した施設の誘導により、レクリエーションの空間として有効に活用します。



烏川緑地（オートキャンプ場）

○道路沿道における屋外広告物等の適切な誘導

当該ゾーンに位置する道路及び沿道の景観は、農地の開けた眺望に優れた特徴があることから、田園景観を損ねるおそれのある高さや規模、色彩などによる建築物や屋外広告物を適切に誘導します。



主要地方道前橋長瀬線

○歴史文化の拠点景観の保全と魅力の向上

歴史文化の拠点景観に位置づけられる七輿山古墳や白石稲荷山古墳などは、本市の悠久の歴史文化を語る景観資源として保全するとともに、周辺を含めた環境の維持・確保により、周囲の山並みを眺める眺望点、桜などの花の名所にふさわしい景観として魅力を高めます。



七輿山古墳



伊勢塚古墳



白石稲荷山古墳



平井城址

○水と緑の拠点景観の保全と魅力の向上

水と緑の拠点景観に位置づけられる庚申山総合公園や藤岡総合運動公園などにおいては、市内外の多くの人に親しまれる藤などの花の名所として公園施設の景観を維持・保全するとともに、公園施設等の整備に際しては、既存の緑地や地形等を活かし、自然の豊かさを印象づける景観の魅力を高めます。



庚申山総合公園（中央広場）



庚申山総合公園（ひょうたん池）



岡之郷緑地公園



藤岡総合運動公園陸上競技場

○良好な景観の眺望点にふさわしい環境の確保

庚申山総合公園や藤岡総合運動公園、七輿山古墳、白石稲荷山古墳のほか、鮎川橋などの河川橋りょうなどの眺望点は、良好な景観の眺望点にふさわしい環境の確保を進めるとともに、周辺においてこれらの眺望を損ねるおそれのある高さや規模、色彩などによる建物や屋外広告物を適切に誘導します。



庚申山総合公園からの眺望



白石稲荷山古墳からの眺望



中央浄水場からの眺望



七輿山古墳の桜



土師神社の流鏝馬



庚申山総合公園（男坂）

(3) まちの景観ゾーン

○にぎわいのある街並みの再生

まちなかの商店街においては、空き店舗対策や都市機能の適切な誘導などにより、にぎわいの感じられる街並みの再生を目指します。また、色彩や形態意匠に一定の統一感を持たせるなど、街並みとしてのまとまりや連続性に配慮した建築物や屋外広告物の掲出などを誘導します。



本通り商店街

○道路沿道における屋外広告物等の適切な誘導

商業店舗等の立地が進む主要な幹線道路の沿道においては、住宅地や農地など周辺の景観との調和に配慮した形態意匠、色彩、高さや規模による建築物を誘導します。また、屋外広告物については、沿道の特性に配慮しながら、設置数や位置、高さや表示面の大きさ、色彩などについて、藤岡市屋外広告物条例に基づいた設置を誘導します。



主要地方道前橋長瀬線

○暮らしの場にふさわしい景観の育成

住宅地においては、色彩が調和し、やすらぎの感じられる暮らしの場にふさわしい街並みの景観を育てます。また、緑を街並みにうるおいや彩りを与える重要な要素ととらえ、緑を活かした景観形成を誘導します。



パープルタウン北ノ原

○周辺との調和に配慮した工業地景観の誘導

工業地の長大な壁面を持つ工場や倉庫などについては、周辺の景観に対する圧迫感や威圧感を軽減するなど、周辺景観との調和に配慮した景観形成を誘導します。また、資材置き場などは、周辺の良好な景観との調和に配慮し、必要に応じて緑化を促進するなど、うるおいの感じられる景観を誘導します。



三本木工業団地

○良好な道路景観の創出

当該ゾーンに位置する道路は、沿道の建築物や屋外広告物、電柱・電線その他道路占用物などの様々な要素で景観が形成されることから、住宅地や商業地など沿道の特性を踏まえた緑化や、必要に応じた電線類の移設・地中化や占用物の形態意匠・色彩等のデザインの工夫により、良好な道路景観を創出します。



中央通り商店街

○歴史文化の拠点景観の保全・再生

歴史文化の拠点景観に位置づけられる蔵や商家建築が残る商店街においては、これらの古い建築物を景観資源と位置づけ、適切に維持管理することによる保全を促進します。また、これらの有する形態意匠等を尊重した街並みづくりにより、歴史文化的な風情の感じられる商店街の街並み景観を誘導します。



会遊亭

○水と緑の拠点景観の魅力の向上

水と緑の拠点景観に位置づけられる中央公園等においては、スポーツ・レクリエーション、休息など、それぞれの特徴や求められる機能にあったテーマのもとで、建築物や工作物などの形態意匠を工夫します。



中央公園

○良好な景観の眺望点にふさわしい環境の確保

市街地から上毛三山などの市域を超えた山並みを眺望することができ、本市の景観特性を活かした、街並みと合わせて望む山並み景観の眺望点の確保を促進します。



藤岡市総合学習センターからの眺望

IV 行為の制限に関する方針

1. 届出対象行為

景観計画区域内で、次に該当する建築物の建築や工作物の建設等を行う場合には、届出をする必要があります。

(1) 景観計画区域(重点景観計画区域を除く市全域)

対象となる行為
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、高さ(地盤面からの高さ(階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物の高さを含む。))が15m又は建築面積が1,000㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、次のいずれかに該当するもの 1. 高さが2mかつ長さが50mを超える柵・塀・擁壁の類 2. 高さが15mを超える電波塔・物見塔・装飾塔の類、煙突・排気塔の類、高架水槽・冷却塔の類、鉄筋コンクリート造りの柱・金属製の柱の類 3. 高さが15m又は築造面積が1,000㎡を超える観覧車等の遊戯施設の類、アスファルトプラント等の製造施設、自動車車庫専用の立体的施設、石油等の貯蔵・処理施設、污水处理施設等の類 4. 高さが15mを超える彫像・記念碑の類
開発行為で、面積が1,000㎡を超えるもの又は高さが5mかつ、長さが10mを超える法面を生ずるもの
土地の区画形質の変更で、面積が1,000㎡を超えるもの又は高さが5mかつ、長さが10mを超える法面を生ずるもの。ただし、農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更(宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て又は干拓を除く。)は除く。
屋外における物品の集積又は貯蔵で、高さが5m又は面積が1,000㎡を超えるもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 1. 見通すことができない場所での集積又は貯蔵 2. 集積又は貯蔵の期間が90日を超えないもの
地形の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取で、面積が1,000㎡を超えるもの又は高さが5mかつ、長さが10mを超える法面を生ずるもの

※「建築物及び工作物の高さ」は、地盤面から当該建築物または工作物の上端までの高さとする。なお、建築物の屋上に設置される工作物は、当該建築物の高さを含めた当該工作物上端までの高さとする(以下、「建築物及び工作物の高さ」は、これを準用)。

(届出を要しない行為)

景観法第16条第7項に定めるもののほか、次の行為は届出を要しないものとします。

ア. 建築物の建築等で、次のいずれかに該当するもの

- ①増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10㎡以下のもの（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の工業専用地域にあっては、当該行為に係る部分の建築面積が1,000㎡以下のものとする。）
- ②外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積が10㎡以下のもの

イ. 工作物の建設等で、次のいずれかに該当するもの

- ①鉄筋コンクリート造りの柱・金属製の柱の類で、架空電線路用のもの、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者が設置する保安通信設備用のもの並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1項第5号に規定する電気通信事業者が設置する電気通信用のもの
- ②建築物と一体となって設置される1から4までに掲げる工作物の新築で、当該部分の高さが1.5m以下のもの。ただし、3の工作物にあっては、当該行為に係る部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く。
- ③1から4までに掲げる工作物の増築又は改築で、当該行為後の高さが当該行為前の高さ以下のもの。ただし、3の工作物にあっては、当該行為に伴い増加する部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く。

ウ. 建築物又は工作物の改築で、外観の変更を伴わないもの

エ. 建築物の建築等又は工作物の建設等で、工事に必要な仮設のもの

<参考—景観法第16条第7項に定める届出を要しない行為>

- 1 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 2 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 3 略（法による許可を受けて行う景観重要建造物の行為）
- 4 略（景観重要公共施設の整備として行う行為）
- 5 略（景観計画にその基準が定められている景観重要公共施設が許可を受けて行う行為）
- 6 略（景観農業振興整備計画の区域内において許可を受けて行う開発行為）
- 7 略（自然公園法の許可の特例に基づく許可を受けて行う行為）
- 8 略（景観地区内で行う建築物の建築等）
- 9 略（景観地区工作物制限条例が定められている景観地区内で行う工作物の建設等）
- 10 略（地区計画等が定められている区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為）
- 11 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

＜参考－政令で定める通常の管理行為、軽易な行為＞

第8条 法第16条第7項第1号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 1 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- 2 仮設の工作物の建設等
- 3 次に掲げる木竹の伐採
 - イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ニ 仮植した木竹の伐採
 - ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 4 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1) 建築物の建築等
 - (2) 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等
 - (3) 木竹の伐採
 - (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さ(1.5m)のものを除く。）
 - (5) 特定照明
 - ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1) 建築物の建築等
 - (2) 高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - (3) 用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く。）又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置
 - (4) 土地の開墾
 - (5) 森林の皆伐
 - (6) 水面の埋立て又は干拓

(2) 高山社跡周辺重点景観計画区域

対象となる行為
建築物の建築等で、次のいずれかに該当するもの 1. 新築又は移転 2. 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの 3. 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積が10㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に、次のいずれかに該当するもの 1. 高さが2mを超える柵・塀・擁壁の類 2. 高さが4mを超える装飾塔の類、彫像・記念碑の類 3. 高さが6mを超える煙突・排気塔の類 4. 高さが8mを超える物見塔の類、高架水槽・冷却塔の類 5. 高さが10mを超える電波塔の類 6. 高さが15mを超える鉄筋コンクリート造りの柱・金属製の柱の類 7. 観覧車等の遊戯施設の類、アスファルトプラント等の製造施設、自動車車庫専用の立体的施設、石油等の貯蔵・処理施設、污水处理施設等の類
開発行為で、面積が100㎡を超えるもの又は高さが1.5mかつ、長さが3mを超える法面を生ずるもの
木竹の伐採で、高さが5m又は伐採面積が100㎡を超えるもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 1. 間伐、枝打ち、整枝等の木竹の保育のため通常行われるもの 2. 枯損した木竹又は倒壊等危険のあるもの 3. 自家の生活の用に充てるために必要なもの 4. 仮植したもの 5. 1から4までに掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となるもの
土地の区画形質の変更で、面積が100㎡を超えるもの又は高さが1.5mかつ、長さが3mを超える法面を生ずるもの。ただし、農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更（宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て又は干拓を除く。）は除く。
屋外における物品の集積又は貯蔵で、高さが1.5m又は面積が100㎡を超えるもの。ただし、集積又は貯蔵の期間が90日を超えないものを除く。
地形の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取で、面積が300㎡を超えるもの又は高さが5mかつ、長さが10mを超える法面を生ずるもの

※「建築物及び工作物の高さ」は、地盤面から当該建築物または工作物の上端までの高さとする。なお、建築物の屋上に設置される工作物は、当該建築物の高さを含めた当該工作物上端までの高さとする（以下、「建築物及び工作物の高さ」は、これを準用）。

(届出を要しない行為)

景観法第 16 条第 7 項に定めるもののほか、次の行為は届出を要しないものとします。

ア. 工作物の建設等で、次のいずれかに該当するもの

- ①鉄筋コンクリート造りの柱・金属製の柱の類で、架空電線路用のもの、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者が設置する保安通信設備用のもの並びに電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1項第5号に規定する電気通信事業者が設置する電気通信用のもの
- ②建築物と一体となって設置される1から6までに掲げる工作物の新築で、当該部分高さが1.5m以下のもの
- ③1から6までに掲げる工作物の増築又は改築で、当該行為後の高さが当該行為前の高さ以下のもの

イ. 建築物又は工作物の改築で、外観の変更を伴わないもの

ウ. 建築物の建築等又は工作物の建設等で、工事に必要な仮設のもの

2. 特定届出対象行為

景観法第17条第1項に基づき、形態または色彩その他の意匠の制限に適合しない場合、変更その他必要な措置をとることを命じることのできる行為(特定届出対象行為)は、「1. 届出対象行為」に示す、届出を要する行為の全てとします。

3. 行為制限の基準

景観計画区域における、建築物及び工作物の形態または色彩その他の意匠の制限並びに良好な景観の形成のための制限(景観形成基準)は次のとおりです。

届出対象行為は、この景観形成基準に適合するか審査を行うこととなります。

なお、これらに適合しない場合は、計画・設計変更を行うよう指導します。また、指導に従わなかった場合は、それらを是正するように勧告する場合があります。さらに、勧告に従わない場合などは、より強制力のある変更命令をすることとなります。

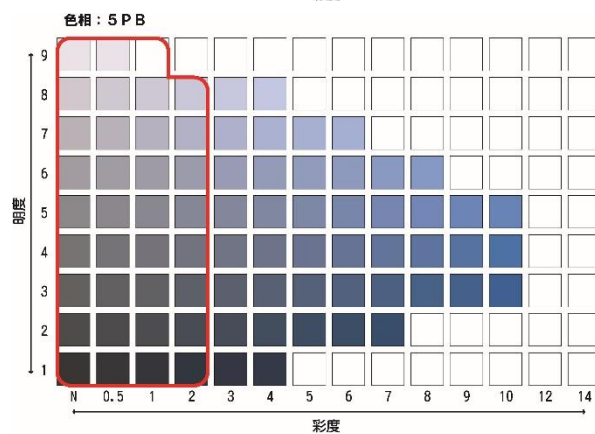
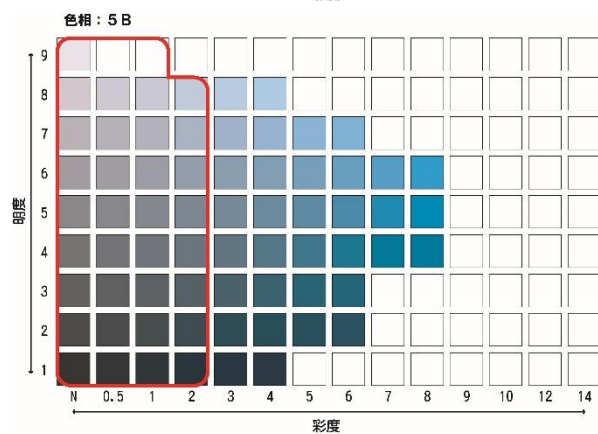
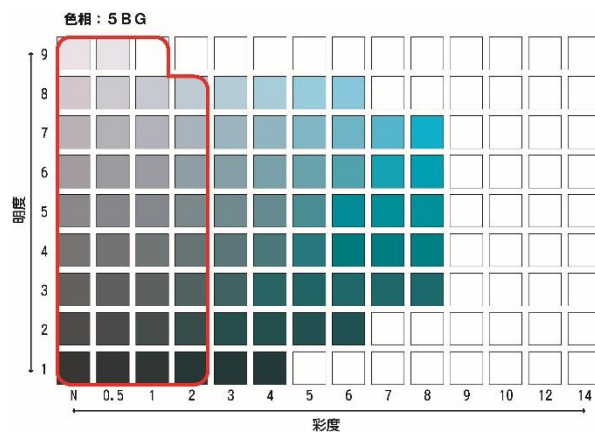
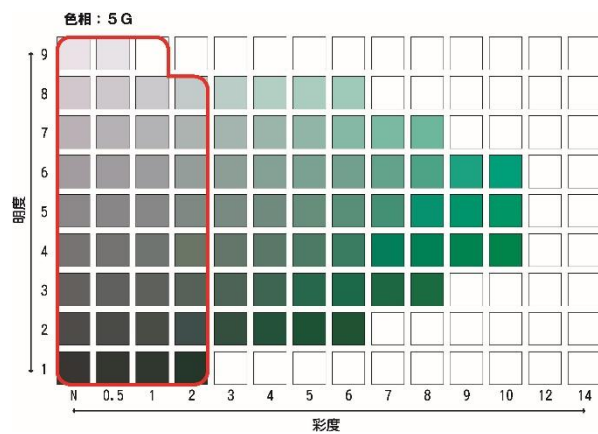
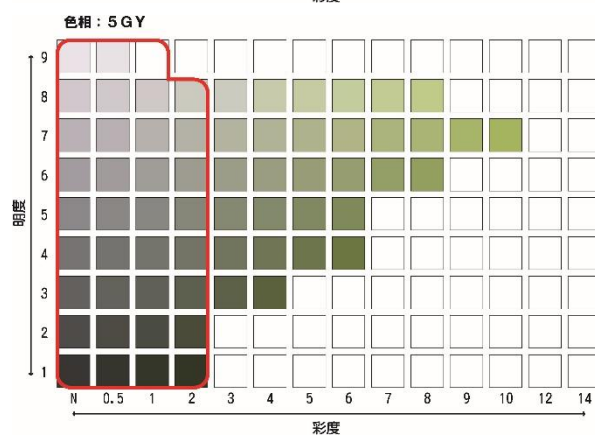
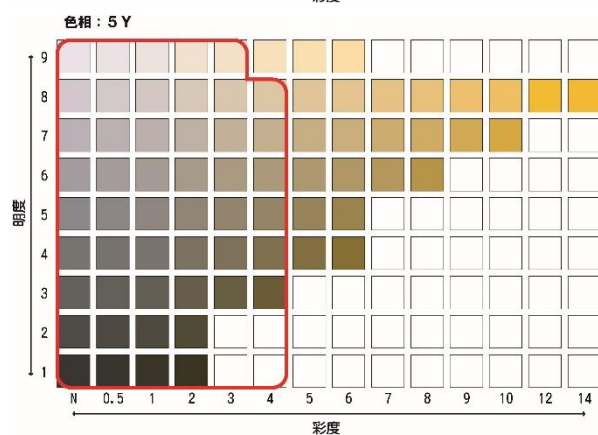
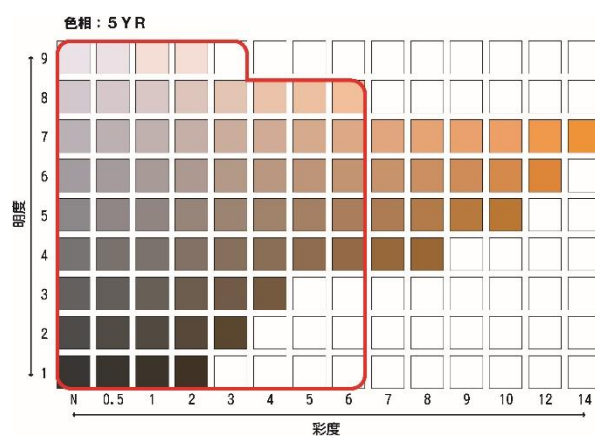
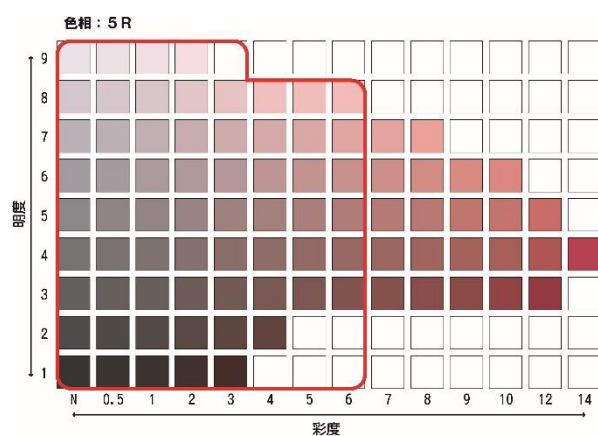
(1) 景観計画区域(重点景観計画区域を除く市全域)

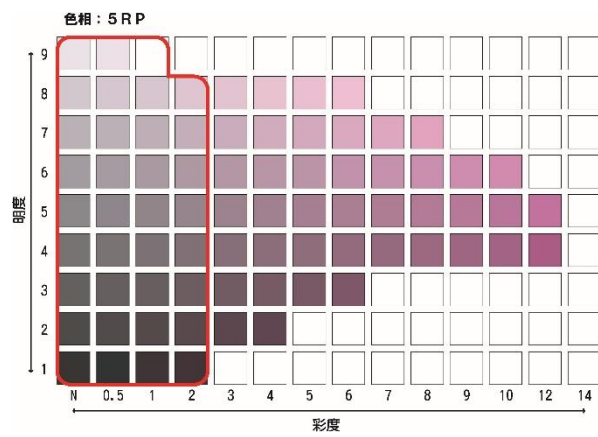
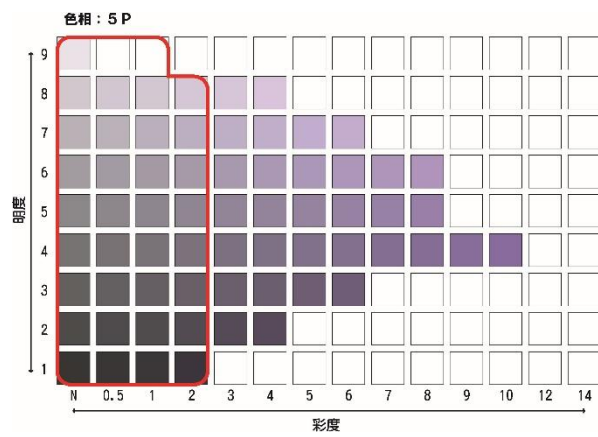
行為	事項	基準
建築物の建築等 又は 工作物の建設等	位置	・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。 ・山りょうの近傍にあっては、りょう線を乱さないようにし、尾根からできる限り低い位置とすること。 ・道路等に接する敷地境界線からは、後退した位置とすること。この場合、周囲の街並みとの調和に配慮した位置とすること。郊外部にあっては、できる限り多く後退した位置とし、道路側に空地を確保すること。 ・都市部にあっては、隣接地と相互に協力し、まとまった空間を生み出すこと。 ・周辺との調和を考えたバランスのよい配置とすること。 ・樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置すること。
	規模	・周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること。 ・周囲に圧迫感を与えないよう空地を確保すること。高層の場合には、十分な空地を確保すること。 ・自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとしてすること。
	形態	・周囲の建築物等、背景のスカイライン等の周辺景観との調和及び地域の特性に配慮し、全体的に違和感のない形態とすること。
	意匠	・全体としてまとまりのある意匠とすること。 ・歴史的建造物等が多い地域にあっては、周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠とすること。 ・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させない等、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とするとともに、道路等から見えない位置に設置すること。 ・屋外階段、バルコニー等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること。 ・道路、河川、公園若しくは鉄道に面し、又は道路、河川、公園若しくは鉄道から見える壁面等は、公共性の高い部分として、その意匠に配慮すること。
	素材	・地域の景観特性を特徴づける素材を使用すること。 ・周辺景観との調和に配慮した素材を使用すること。

行為	事項	基準																		
建築物の建築等 又は 工作物の建設等	色彩	・外観の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、次のア～イのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア．建築物の屋根にあって、次のa～bの色彩 a．和瓦や銅板などによるものの色彩 b．地域の特徴的な色彩で市長が認めるもの イ．建築物の外壁もしくは工作物の外観にあって、次のa～cの色彩 a．着色していない木材、土塀、ガラス、レンガなどの材料によって仕上げられる部分の色彩 b．地域の特徴的な色彩で市長が認めるもの c．外観のアクセント色として着色される部分の合計面積が、建築物もしくは工作物の外観の面積の10分の1未満の場合 <table><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td rowspan="2">R(赤)・YR(黄赤)</td><td>制限なし</td><td>3以下</td></tr><tr><td>8以下</td><td>6以下</td></tr><tr><td rowspan="2">Y(黄)</td><td>制限なし</td><td>3以下</td></tr><tr><td>8以下</td><td>4以下</td></tr><tr><td rowspan="2">上記以外の色相</td><td>制限なし</td><td>1以下</td></tr><tr><td>8以下</td><td>2以下</td></tr></table> ※表中の「使用する色相」「明度」「彩度」の基準は、JIS Z8721に定めるマンセル値による。	色相	明度	彩度	R(赤)・YR(黄赤)	制限なし	3以下	8以下	6以下	Y(黄)	制限なし	3以下	8以下	4以下	上記以外の色相	制限なし	1以下	8以下	2以下
	色相	明度	彩度																	
	R(赤)・YR(黄赤)	制限なし	3以下																	
8以下		6以下																		
Y(黄)	制限なし	3以下																		
	8以下	4以下																		
上記以外の色相	制限なし	1以下																		
	8以下	2以下																		
	敷地の緑化	・敷地内においては、植樹及び植栽の配置を考慮し、適宜低木や高木を植栽する等、十分な緑化を行うこと。 ・必要に応じ建築物等の周囲を緑化し、圧迫感を軽減すること。 ・敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣とすること。																		
	その他	・歴史的建造物等地域の景観形成上特に必要な建築物等については、できる限り保全すること。																		

<参考一景観計画区域(重点景観計画区域を除く市全域)における色彩基準のカラーチャート>

※赤枠内が色彩基準に適合する範囲





(2) 高山社跡周辺重点景観計画区域

行為	事項	基準							
建築物の建築等 又は 工作物の建設等	位置	- 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。 - 山りょうの近傍にあっては、りょう線を乱さないようにし、尾根からできる限り低い位置とすること。 - 道路等に接する敷地境界線からの後退は、周囲の街並みとの調和に配慮した位置とすること。 - 周辺との調和を考えたバランスのよい配置とすること。 - 樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置すること。							
	規模	- 周囲の街並み、周辺樹木の高さ及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること。 - 建築物の高さは、10mを超えないものとする(ただし、既存の建築物には、当該基準は適用しない。)							
	形態	周囲の建築物等、背景のスカイライン等の周辺景観との調和及び地域の特性に配慮し、全体的に違和感のない形態とすること。							
	意匠	- 全体としてまとまりのある意匠とすること。 - 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させない等、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とするとともに、道路等から見えない位置に設置すること。 - 屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること。 - 道路、河川、公園若しくは鉄道に面し、又は道路、河川、公園若しくは鉄道から見える壁面等は、公共性の高い部分として、その意匠に配慮すること。							
	素材	地域の景観特性を特徴づける素材を使用すること。							
	色彩	- 外観の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、次のア～イのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア. 建築物の屋根にあって、次のa～bの色彩 a. 和瓦や銅板などによるものの色彩 b. 地域の特徴的な色彩で市長が認めるもの イ. 建築物の外壁もしくは工作物の外観にあって、次のa～cの色彩 a. 着色していない木材、土塀、ガラス、レンガなどの材料によって仕上げられる部分の色彩 b. 地域の特徴的な色彩で市長が認めるもの c. 外観のアクセント色として着色される部分の合計面積が、建築物もしくは工作物の外観の面積の10分の1未満の場合 【外壁】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤) Y(黄)</td><td rowspan="2">制限なし</td><td>3以下</td></tr> <tr> <td>上記以外の色相</td><td>1以下</td></tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	R(赤)・YR(黄赤) Y(黄)	制限なし	3以下	上記以外の色相
色相	明度	彩度							
R(赤)・YR(黄赤) Y(黄)	制限なし	3以下							
上記以外の色相		1以下							

行為	事項	基準		
建築物の建築等 又は 工作物の建設等	色彩	【屋根】		
		色相	明度	彩度
		R(赤)・YR(黄赤) Y(黄) 上記以外の色相	8以下	3以下 1以下
		※表中の「使用する色相」「明度」「彩度」の基準は、JIS Z8721に定めるマンセル値による。		
	敷地の緑化	- 敷地内においては、植樹及び植栽の配置を考慮し、適宜低木や高木を植栽する等、十分な緑化を行うこと。 - 必要に応じ建築物等の周囲を緑化し、圧迫感を軽減すること。 - 敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣とすること。		
	その他	歴史的建造物等地域の景観形成上特に必要な建築物等については、できる限り保全すること。		
木竹の伐採	むやみな木竹の伐採の禁止	造林、保育、間伐、伐採といった森林施業上の措置などを除いた、むやみな森林の伐採は、原則的に避けること。		

※高山社跡周辺重点景観計画区域は、世界文化遺産高山社跡及び資産の効果的な保護を目的として、資産を取り囲む区域に設定された緩衝地帯を包含していますが、近年では、資産本体との連続性や一体性が期待される緩衝地帯の保全が厳しく求められており、遺産範囲内、緩衝地帯内及び緩衝地帯外であっても遺産に影響を及ぼしうる事業を計画する場合においては、必要とされる遺産影響評価等の手続を経た上で、本計画書4ページで規定する藤岡市景観条例及び景観法に基づく届出を行うこととします。

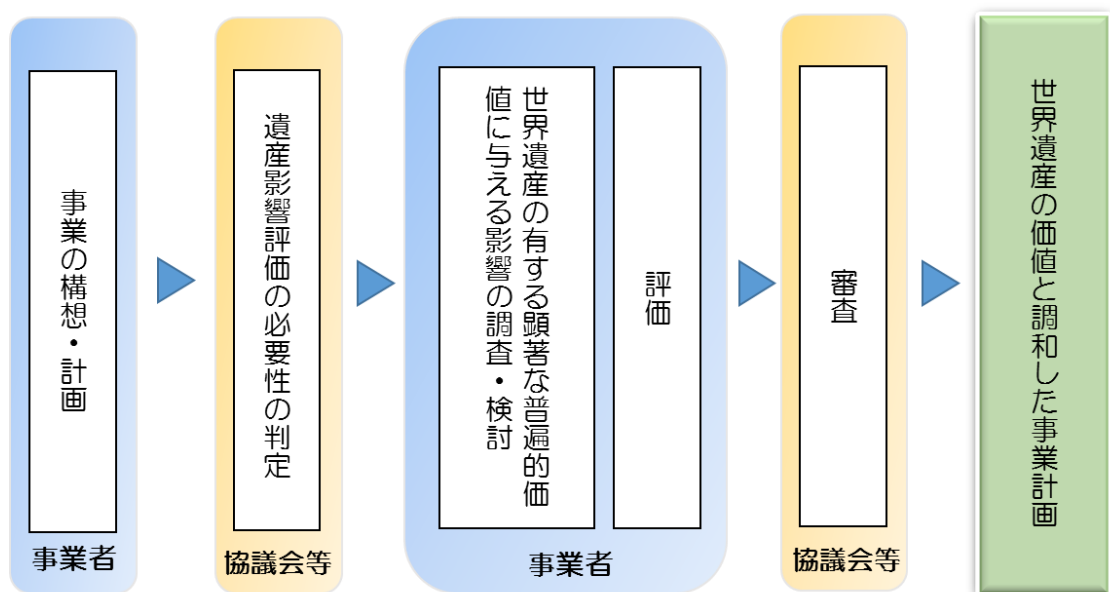
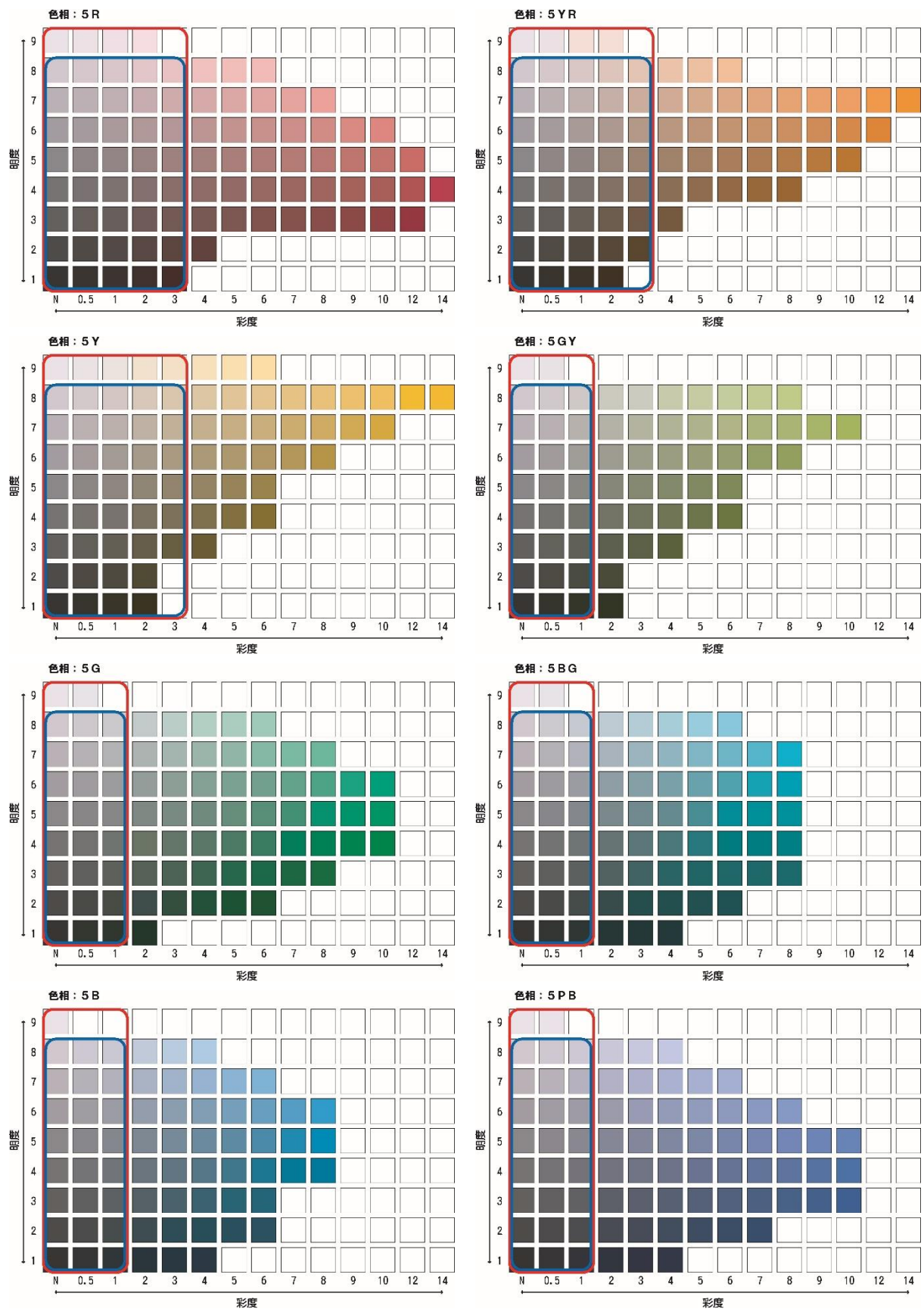
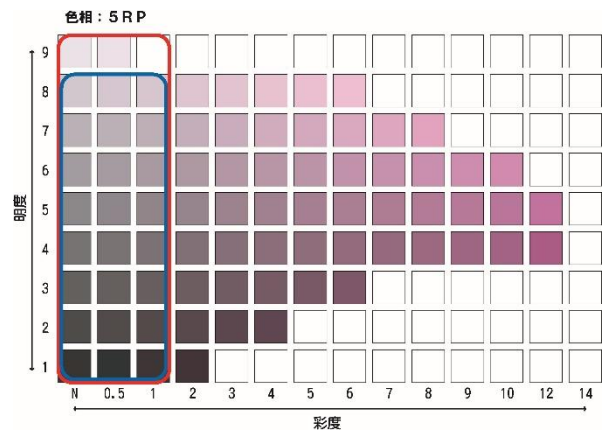
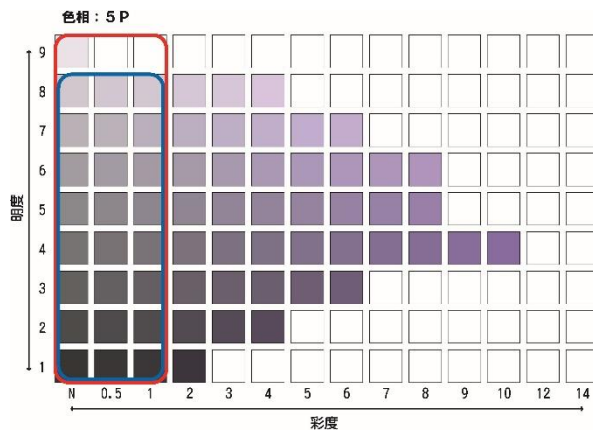


図 遺産影響評価イメージ

<参考一高山社跡周辺重点景観計画区域における色彩基準のカラーチャート>

※赤枠内が色彩基準に適合する外壁の範囲、青枠内が色彩基準に適合する屋根の範囲





(3) 共通基準

行為	事項	基準
開発行為・土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	- 大規模な法面及び擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行うこと。 - 擁壁は、周辺景観との調和に配慮し、前面の緑化や遮へい樹林等による影響の軽減を行うこと。 - 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を担保するとともに、積極的に活用すること。
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮へい	- 道路等から見えにくいようにすること。道路等に接する敷地境界からは、遠隔地より集積又は貯蔵を始めること。 - 物品を積み上げる場合には、高さをおさえ、周囲に圧迫感を与えないようにすること。 - 周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地内及び敷地周囲の緑化を行うこと。
地形の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	遮へい及び事後の措置	- 周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地周囲の緑化を行うこと。 - 掘採又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと。

V 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

1. 屋外広告物の表示・掲出に関する基本事項

屋外広告物は、市民や来訪者に多くの情報を提供するだけでなく、その形態意匠によっては街並みに賑やかな印象を与えたり、また歴史文化的な雰囲気をも助長するといった、景観を演出する重要な要素でもあります。

しかしながら、華やかな色彩や高さがある、あるいは表示面の面積が大きいといった屋外広告物は、周辺の景観との調和を欠くほか、本市の景観特性でもある良好な眺望景観を損ねるおそれがあります。

このように、屋外広告物は良好な景観づくりに大きな影響を与えることから、藤岡市屋外広告物条例に基づき、市全域において行為の制限を定めます。

2. 屋外広告物の表示・掲出に関する行為の制限に関する事項

(1) 全市域における行為の制限

良好な景観の形成に関する方針に示す景観形成を進めるため、藤岡市屋外広告物条例に基づく許可基準により、屋外広告物の位置、形状、高さ、表示面の大きさなどを適切に誘導します。

基本となる地域区分		
禁止地域		良好な景観の保全を優先すべき地域又は場所
許可地域	第1種	良好な景観の形成並びに生活及び産業活動等の利便との調和に配慮すべき地域又は場所（第2種許可地域以外）
	第2種	都市計画法の都市計画区域に含まれる地域で、産業活動の利便に配慮すべき地域又は場所（商業地域・工業地域など）

(2) 景観形成型広告整備地区における基本方針

本計画で定める高山社跡周辺重点景観計画区域は、藤岡市景観条例の規定に基づき、良好な景観を形成するため良好な広告物等の新設、改修等を図ることが特に必要な区域として景観形成型広告整備地区に指定します。この区域内で広告物等を表示・設置する場合は、下記の基本方針に適合する必要があるため、広告物等の種類、表示面積に応じて許可又は届出を必要とします。

① 広告物等の表示又は設置に関する基本構想

高山社跡及び興禅院からの眺望を重視した景観を保全するとともに、高山社跡と一体的な歴史文化の拠点景観を創出するため、周辺と調和のとれた屋外広告物を適切に誘導します。

②広告物の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項

[共通基準]

- ・絹産業遺産にふさわしい景観に調和するものとする。
- ・道路や重要な眺望点から見て、突出した印象を与えないものとする。
- ・個別基準に示す広告物以外は使用しない。
- ・建物を利用する場合は、主な屋根の軒高を超えて表示しない。
- ・色彩は派手な色を避け、低彩度とする。また、2㎡を超える広告は、原則としてこげ茶に白抜き文字とし、他の色が必要な場合は最小限度とする（のれんを除く）。
- ・支柱等の掲出物件は、こげ茶または灰色などの低彩度のものとする。

[個別基準]

区分	広告物の種類と表示面積、表示方法	
自家広告物	壁面広告物（建物に設置する広告板、広告塔、広告幕を含む）	1 壁面における表示面積の合計は、当該壁面面積の 5 分の 1 以下
	突出広告物	突出幅は壁面から 1m以下、かつ道路境界線から突き出さない。
	広告板	1 面 2 ㎡以下、高さ 5m以下
	置看板	1 面 2 ㎡以下、高さ 2m以下
	管理用広告物	・ 1 ㎡以下 ・ 建植の場合は高さ 1.5m以下 ・ 管理上の必要に基づく最小限の数とする。
非自家広告物	案内誘導広告物（許可が必要）	・ 1 面 1 ㎡以下、高さ 5m以下 ・ 目的地からの直線距離は、1 km以下 ・ 一つの目的地につき 1 個 ・ 上記基準以外は、禁止地域における案内広告物等についての適用除外の許可基準によること。
	管理用広告物	・ 1 ㎡以下 ・ 建植の場合は高さ 1.5m以下 ・ 管理上の必要に基づく最小限の数とする。
	簡易広告物	・ 広告旗は 0.5 ㎡以下（国、地方公共団体が公共的目的で表示するものを除く）
届出不要で表示できるもの	自家広告物の簡易広告物	
	祭典、縁日又は年中行事のため一時的に表示するもの	
	公益上必要な施設又は物件に表示する寄贈者名等	
	公共掲示板に地方公共団体の定める規程に従って表示される広告物	

VI 景観重要建造物及び樹木の指定の方針

1. 指定の基本的な考え方

本市の特徴的な景観を形成している景観資源や、地域の目印となって市民から親しまれている景観資源など、良好な景観づくりを進める上で重要となる景観資源を維持・保全するため、「景観重要建造物（藤岡市景観条例第18条）」及び「景観重要樹木（藤岡市景観条例第24条）」を指定します。

2. 指定の方針

(1) 景観重要建造物の指定の方針

道路、その他公共空間から容易に視認することができるもののうち、次に示す事項に該当する景観形成上重要な建造物を景観重要建造物として指定することができるものとします。

【指定の方針】

- ・本市発展の歴史・文化を表す建造物
- ・市または地域の象徴や目印となって、多くの市民や地域住民に親しまれている建造物
- ・気候風土に根ざした特徴的な形態意匠を有する建造物

(2) 景観重要樹木の指定の方針

道路、その他公共空間から容易に視認することができるもののうち、次の示す事項に該当する景観形成上重要な樹木を景観重要樹木として指定することができるものとします。

【指定の方針】

- ・市または地域の象徴や目印となって、多くの市民や地域住民に親しまれている樹木
- ・外観(樹高や樹形など)に特徴があり、良好な景観づくりに寄与する樹木
- ・気候風土に根ざした特徴的な外観を有する樹木
- ・地域に古くから立っている樹木

3. 指定に係る手続き

指定にあたっては、「候補リスト」を作成し、これに記載された景観を対象に、市長が指定することとします。また、所有者からの要請、その他市民などからの推薦を受けて、指定することができるものとします。

なお、指定に係る手続き・手順は次のとおりとします。

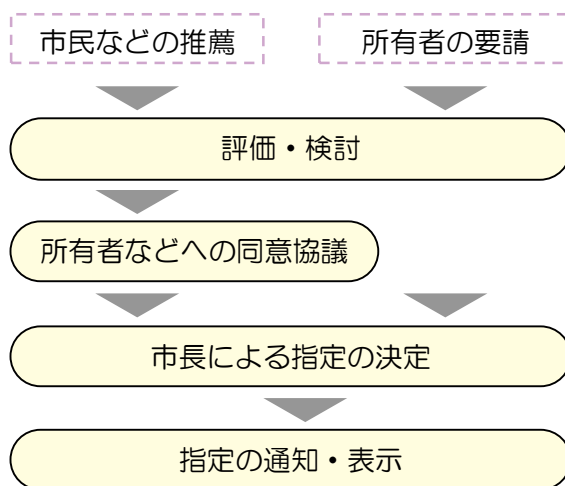
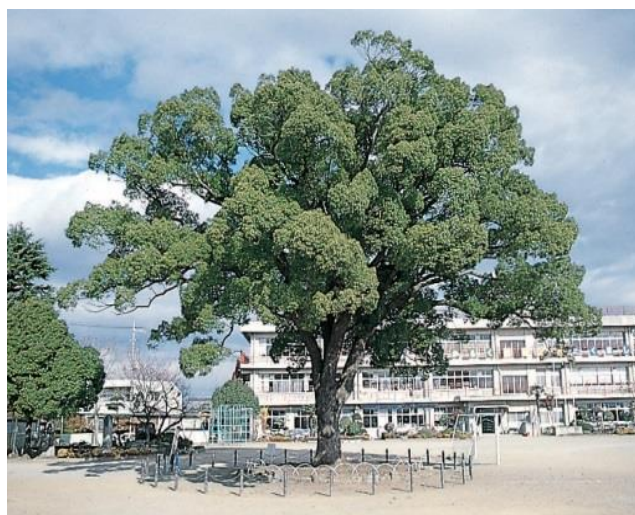


図 指定の流れ(案)



美九里東小のクスノキ

VII 景観重要公共施設の整備に関する事項

1. 景観重要公共施設の指定

(1) 指定の基本的な方針

良好な景観形成を推進するためには、日常的に目にふれる機会が多く、また市民共有の財産でもある「公共性」や、整備された道路などに沿って街並みが形成されるなど、景観を発生・成立させる「基盤性」を持つ公共施設自体の景観のあり方が重要となります。

特に市民との協働という視点からは、行政が景観形成を先導していく役割を担うことが必要であることから、今後必要に応じ、良好な景観形成に寄与する公共施設を「景観重要公共施設」として指定することを検討します。

(2) 指定する公共施設（案）

景観重要公共施設として今後指定を検討する公共施設は、本市の景観構造を構成する拠点や骨格に対応した次の施設を案として検討します。

道路	・ 関越自動車道 ・ 上信越自動車道 ・ 国道 17 号 ・ 国道254号 ・ 国道462号 ・ 主要地方道前橋長瀬線 ・ 主要地方道寺尾藤岡線 ・ 主要地方道神田吉井停車場線 ・ 主要地方道藤岡大胡線 ・ 一般県道下栗須馬庭停車場線 ・ 一般県道下日野神田線	・ 一般県道中島新町線 ・ 一般県道金井倉賀野停車場線 ・ 一般県道上日野藤岡線 ・ 一般県道会場鬼石線 ・ あゆがわ通り（市道 103 号線） ・ みどり通り（市道 110 号線） ・ 駅東大通り（市道 117 号線） ・ 平井小通り（市道 119 号線） ・ ふるさと通り（市道 139 号線） ・ ららん通り（市道 202 号線）
河川	・ 烏川 ・ 神流川 ・ 鐺川	・ 鮎川 ・ 三名川 ・ 三波川
都市公園等	・ 城山公園 ・ 浅間公園 ・ 旭公園 ・ 北の原公園 ・ みどり公園	・ 中央公園 ・ 庚申山総合公園 ・ 毛野国白石丘陵公園 ・ 藤岡総合運動公園 ・ 桜山公園

2. 景観重要公共施設の整備に関する方針(案)

景観重要公共施設の整備に際しては、景観形成上の重要性を踏まえ、次の方針によるものとします。

区分		方針
景観重要公共施設 (法8条第2項第4号ロ)	道路	○歩行者の安全性や快適性に配慮しつつ、歴史的文化的な街並みや水辺の良好な自然など、周辺の景観との調和を重視した構造、仕上げとする。 ○舗装面は、沿道の特性を踏まえ、必要な場合はその特性にみあった形態意匠や素材とする。 ○信号機などの交通安全施設や標識などは、統一感のある形態意匠や色彩とする。また、眺望点の周辺においては、眺望景観を損なわない配置に努める。 ○沿道に残る自然環境や歴史的建造物の保全に努める。 ○沿道の特性に応じ、特に質の高い景観を形成する必要がある場合には電線類の地中化を進める。 ○できる限り街路樹や植栽帯を整備するとともに、その適正な維持・管理に努める。また市民との協働による緑化推進に努める。
	河川	○治水上の安全性などを適切に確保しつつ、できる限り自然的景観になじむ自然素材を用いた整備に努める。 ○河畔の緑地を保全するとともに、占有者との協働により、適正な維持・管理に努める。 ○堤外地に配置する施設等は、周辺の良好な自然環境に調和した形態意匠や素材とする。
	都市公園等	○法面、擁壁などの構造物は、できる限り緑化による修景に努める。 ○四季を通じて花木を楽しむことができるよう、適切な維持・管理に努める。 ○休憩施設やトイレなどの施設については、周辺の自然景観になじむ素材や形態意匠とする。 ○案内板などは、公園の特徴にあった素材や形態意匠とし、園内での統一性にも配慮する。

3. 景観重要公共施設の許可の基準(案)

(1) 道路の許可の基準

景観重要公共施設である道路内において、電柱や公衆電話、広告塔などの工作物の道路占用許可を行う場合は、次の事項に配慮することとします。

- 形態意匠は、舗装面、その他道路内施設と統一感のあるものとする。
- 色彩は、その他の道路内施設と調和し、できる限り統一する。
- 街並みの見通しを妨げとらない位置に配置する。

(2) 河川の許可の基準

景観重要公共施設である河川内において、土地の占用、土石等の採集、工作物の新設、土地の改変などを行う場合は、次の事項に配慮することとします。

- 土地の占用にあたっては、周辺の良い景観を損なわないよう、適切に維持・管理する。
- 土石等の採集にあたっては、主要な眺望点からの眺望景観を損なわないよう、植栽などにより遮へいする措置を講じる。
- 工作物の新設等にあたっては、周辺の良好な自然環境に調和した形態意匠や素材とするとともに、経年的な変化が見苦しいものにならないよう、適切に維持・管理する。
- 土地の改変に伴う盛土・切土の量は、できるだけ少なくするとともに、法面等は緑化などによる修景措置を講じる。

(3) 都市公園等の許可の基準

景観重要公共施設である都市公園等において、公園管理者以外の者が公園施設を設置する場合や公園施設以外の工作物の占用許可を行う場合は、次の事項に配慮することとします。

- 公園施設の設置にあたっては原地形を生かし、できる限り土地の改変を抑えることに努める。また、できる限り緑地を残すとともに、新たに植栽する場合は、現況植生に配慮する。
- 公園内の施設は、周辺の自然景観になじむ素材や形態意匠とする。
- 建築物や工作物は、周辺の自然景観を損なわない高さ・規模となるよう配慮する。
- 市の木「もくせい」や市の花「藤」等の植栽による藤岡らしさを創出する。

VIII 景観形成の推進に向けて

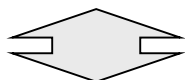
1. 景観形成推進の基本的な考え方

本市の景観は、緑豊かな自然環境を背景に市街地や集落地が形成されるほか、道路や河川といった多様な景観要素で構成されています。市の将来像を景観形成の側面から実現する上では、景観要素の大部分を所有・利用・維持管理する市民、景観に影響を与える活動を行う事業者による景観まちづくりの活動は、良好な景観を形成する上で不可欠となっています。

このため、本市は、基本目標である「誰もが協力し合って美しい風景を育てる」という視点に立った、市民・事業者・行政が協力し合うための施策の展開に努めます。

【景観の将来像】

世界に誇る歴史文化に 四季の彩りが映える
やさしい風景のあるまち



【景観形成の基本目標】

＜基本目標1＞

自然と歴史文化が織り
なす風景の価値をさら
に高めて次代に継承す
る

＜基本目標2＞

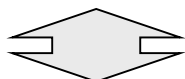
多様な価値観を尊重し
つつ、調和のある風
景・街並みに改善する

＜基本目標3＞

市民のやさしさが表れ
た魅力的な街の表情を
創り出す

＜基本目標4＞

誰もが協力し合って美しい風景を育てる



【景観形成施策の推進】

市民・事業者・行政が協力し合うための施策

図 景観形成推進のイメージ

(1) 基本的な考え方

「身近な景観は市民・事業者が主体に」「市全体の景観形成や地域間の調整は市が主体に」といった、市民・事業者と行政それぞれの役割分担を明確にした「誰もが協力し合う景観形成」を基本とします。

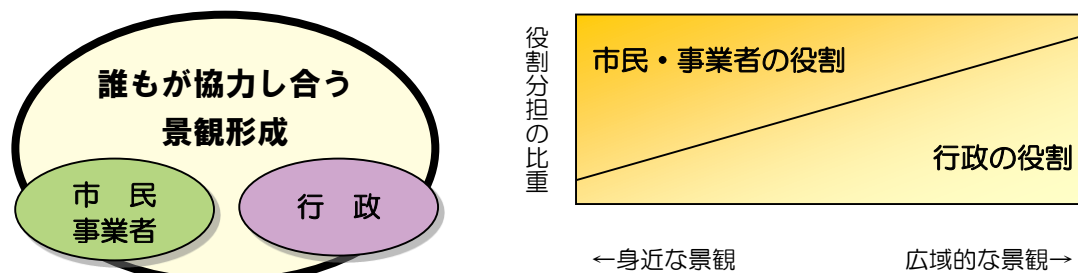


図 役割分担と協働の考え方



花と緑のぐんまづくり2020 in 藤岡プレイベントのための花壇づくり

(2) 各主体の役割分担

①市民の役割

- 市民は、景観法の基本理念及び本計画で定める「世界に誇る歴史文化に 四季の彩りが映える やさしい風景のあるまち」の景観の将来像を実現するため、自らが景観づくりの主体であることを認識し、主体的かつ積極的に良好な景観づくりに努めなければならないものとします。
- 景観は市民共有の財産であることを基本とし、市全体の良好な景観づくりを進めるために、市が実施する施策に協力しなければならないこととします。

②事業者の役割

- 事業者は、景観法の基本理念及び本計画で定める「世界に誇る歴史文化に 四季の彩りが映える やさしい風景のあるまち」の景観の将来像を実現するため、企業市民として市民と同じ役割を担うと共に、自らの事業活動においても、地域の景観に配慮し、良好な景観づくりに努めなければならないものとします。
- 景観は市の共有の財産であることを基本とし、市全体の良好な景観づくりを進めるために、市が実施する施策に協力しなければならないこととします。

③行政の役割

- ・市は、良好な景観づくりを推進するための施策を総合的に策定し、計画的に実施するとともに、その実施にあたっては、景観法やその他の法令による制度を積極的に活用し、施策の実効性を高めるように努めなければならないものとします。
- ・市は、景観に対する意識が市域全体に広まるよう、積極的な情報の発信を行うとともに、景観形成上の課題を地域住民と共有するため、速やかな事案の報告に努めます。
- ・市は、実施する事業において、市民・事業者の規範となるよう先導的に取り組んでいきます。

(3) 協働による景観形成

本市の誇るべき景観は、自然的、歴史的及び文化的に長い年月をかけて形成されてきたものであり、そして近代では経済的にも市民・事業者・行政が築き上げてきた「藤岡市」そのものです。

引き続き、本市がこの景観を次代に継承していくためには、市民・事業者・行政が協力して、連帯感や郷土愛を醸成していくことが重要です。そこで、身近な美化・緑化から地域活動、また『地域の特性を活かした協働による』まちづくりなどを通じて、『愛着と誇りがもてる』魅力ある景観を形成していく必要があります。

愛着と誇りがもてる魅力ある景観を守り、活かし、育て、次代に伝えいくために日常の活動を含め、協働による景観形成を実施し、その実施を大きな力に変えていくことが求められます。

このため、行政は、市民・事業者の十分な理解と協力のもと良好な信頼関係を築きながら、協働による景観形成への活動が市内全域において継続的に実施され、更に充実したものとして裾野を広げていけるよう、人と人、心と心が通い合った景観まちづくりを展開させていきます。

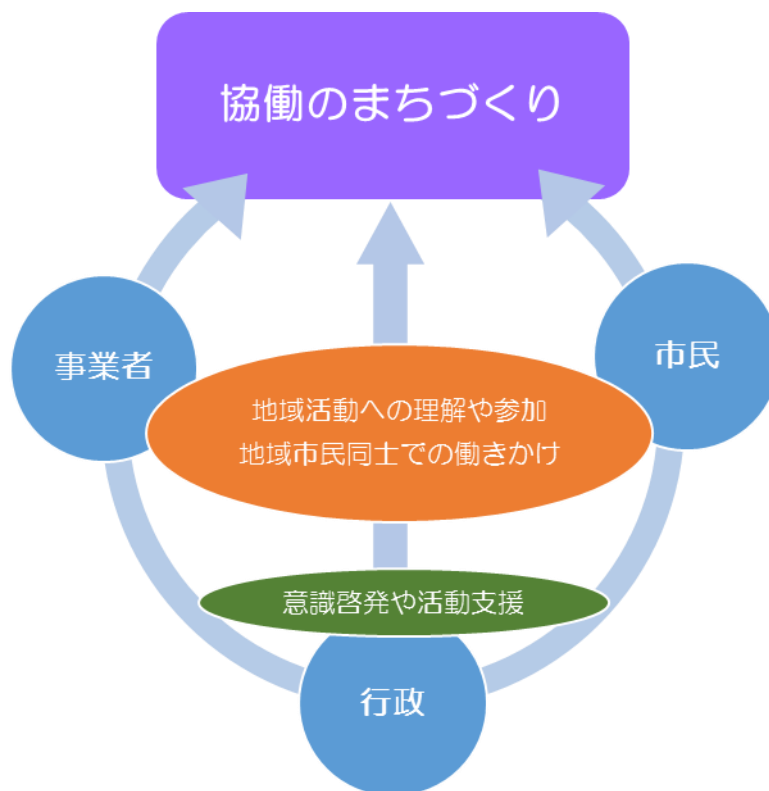


図 協働の景観まちづくりイメージ

2. 協働による景観まちづくりの推進に向けた取り組み

行政が実施すべき景観形成施策は、各主体の役割分担と協働の基本的な考え方を踏まえ、「推進体制づくり」「市民等の主体性づくり」「ルールづくり」を3つの柱として、市民・事業者・行政による取り組みとその協働を進めます。

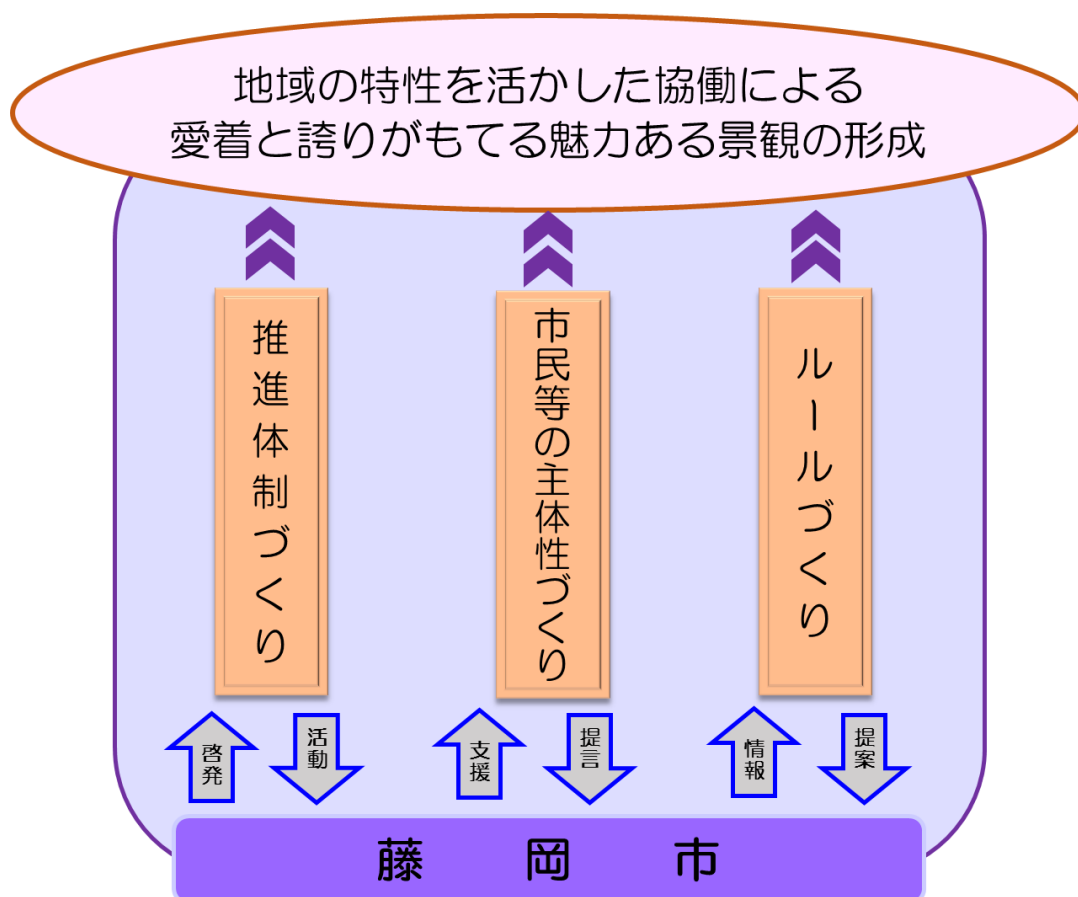


図 景観まちづくりの展開イメージ

(1) 推進体制づくり

景観形成という側面からの推進体制は、当面は自治会などによる身近な景観・環境の美化・清掃などの既存組織による取り組みが必要とされ、身近な景観の魅力を高める活動ができる体制づくりを推進します。

①地域別の既存組織の活用

景観形成は、息長く、また着実な取り組みによって実現されることから、身近な景観を保全・創出するための様々な活動を重視します。

このため、個人による日常的な清掃活動などを基本としながら、自治会や商店街など既存の地域別の組織は、道路の緑化、花壇の設置・維持管理など、公共空間も含めた景観の魅力を高める活動を継続的に実施します。

②ボランティア等の組織との連携強化

環境やまちづくりなどに関わる既存のボランティア組織との連携を強化します。

さらに、景観形成に関連のある組織やNPOなどを通じて、特色ある景観まちづくりを推進します。

③景観形成組織の設立促進

藤岡市景観条例第30条に規定する、地域の良好な景観の形成に関する活動を目的とした景観形成組織の設立を促します。

④景観モニター制度の導入

景観計画や景観条例及び屋外広告物条例に適合しない恐れのある土地利用や建築物の立地等を定期的に観測、監視するため、藤岡市景観条例第31条に規定する市民景観モニター制度の導入を検討します。

⑤景観協議会の設置

景観の将来像の実現に向けて重要な区域や市全体への波及が期待できるモデルとなる区域などを対象に、地域住民、行政及び各種関係機関などによる一体的な規制誘導を推進するため、景観法第15条に規定する景観協議会の設置を検討します。

⑥庁内組織体制の強化

景観担当課は、届出・審査の事務処理、市民及び事業者に対する行政窓口としての役割を担うため、景観行政を総合的に担当する人材の育成を目指します。

さらに、景観法に基づく取り組みだけではなく、関連する法制度の活用や幅広いまちづくり施策との連携を図り、全庁的な協力体制のもと、目標の実現を目指します。

(2) 市民等の主体性づくり

市民や事業者の主体的な取り組みを促すため、市は、景観形成に対する関心や意識を高める啓発活動を実施し、景観への関心の醸成に努めるとともに、適切な情報提供のもと、良好な景観形成に対する助成制度を検討します。

①景観計画の周知

藤岡市景観条例及び景観計画が施行されて以来、事業者や行政団体からは、届出や協議など定められた手続きを通じて周知が図られてきた一方で、市民への周知は不十分な傾向にあります。

市は、景観形成の将来方向などを市民・事業者・行政でより深く共有するため、ホームページやSNSでの公開、パンフレットの配布などを引き続き実施するとともに、市民に分かりやすい周知を工夫します。

②景観形成に関わる情報の提供

景観形成上の課題を共有するとともに、規制・誘導に関わる制度の適用の必要性・効果への理解を促すため、市は、市民等に確実に情報が行き渡るよう、ホームページや広報紙などの様々な媒体、説明会などの機会を十分に活用し、適切な提供に努めます。

③良好な景観の選定及び指定

市は、本市を代表する良好な景観について市民共有の財産としての認識を高め、景観への関心を醸成するため、市民の意見を踏まえながら、本計画における「景観重要建造物及び樹木の指定の方針」に基づき、対象となる景観資源の指定を検討します。

また、選定・指定された景観について公表・紹介するパンフレットやホームページの作成を検討します。

④景観形成に関わる各種啓発活動の実施

市は、景観に関するイベントの開催などを通じて、景観まちづくりへの市民や事業者の参加の必要性について理解を促すなど、市民や事業者の景観形成に対する意識を高めるための各種啓発活動を実施します。

また、本市の良好な景観を記録・継承し、地域への関心を更に醸成するため、絵画や写真の展覧会などを開催していきます。

⑤良好な景観形成に対する表彰の実施

市民や事業者などによる、主体的・積極的な景観形成活動を促すため、良好な景観形成に寄与した、優れた建築物及び活動等を表彰する制度である「藤岡市都市景観賞表彰実施要綱」を活用し、景観に関する市民意識の啓発及び優れたデザインの普及を図ります。

⑥良好な景観形成に対する助成制度の導入

建築物の更新等による良好な景観形成を促すため、市は、景観形成基準に準じた建築等行為や囲障の変更に対し、費用の一部補助を内容とする助成制度の導入を検討します。

また、市民等の積極的な景観形成を支援するため、景観形成組織等良好な景観の形成に寄与する活動に対し、活動費用の一部を補助する助成制度の導入を検討します。

(3) ルールづくり

市全体に渡る総合的な景観形成の共通ルールとしての役割を担う景観計画を適切に運用するとともに、市民や事業者と協働で行う景観まちづくりを目指したルールづくりを推進します。

①景観地区等の指定・決定

地域の特性を活かした良好な景観形成の実効性を高めるため、必要に応じ、市は、より担保性の高い「景観地区の指定」に向けた検討を進めます。特に、重点景観計画区域においては、住民との協議・合意形成を進めながら、積極的に、景観地区の導入を検討します。

また、景観地区等を決定する場合は、必要に応じ、景観地区工作物制限条例や景観地区開発条例などの景観法に基づく委任条例を制定します。

②景観協定の締結促進

景観法第81条に規定される景観協定は、景観形成基準を超えて、地域住民自らが地域の実情に応じたきめ細やかなルールを取り決めることが可能な制度です。

このため、市は、景観形成組織などの市民参加による協議・検討を通じ、市民等の主体的な景観協定の締結を促進します。

③景観計画等の見直し

市は、時代の変化と周辺環境の変化に対応するため、適切な時期に景観計画を見直すとともに、景観形成組織における取り組みを通じて検討された、地域独自の景観形成方針や景観形成基準、景観地区、地区計画、景観協定等の考え方を反映させる必要がある場合は、景観計画を見直します。

また、地域の景観形成方針を捉え、用途地域の指定や変更、高さの最高限度を定める高度地区の指定など、必要に応じて都市計画を見直します。

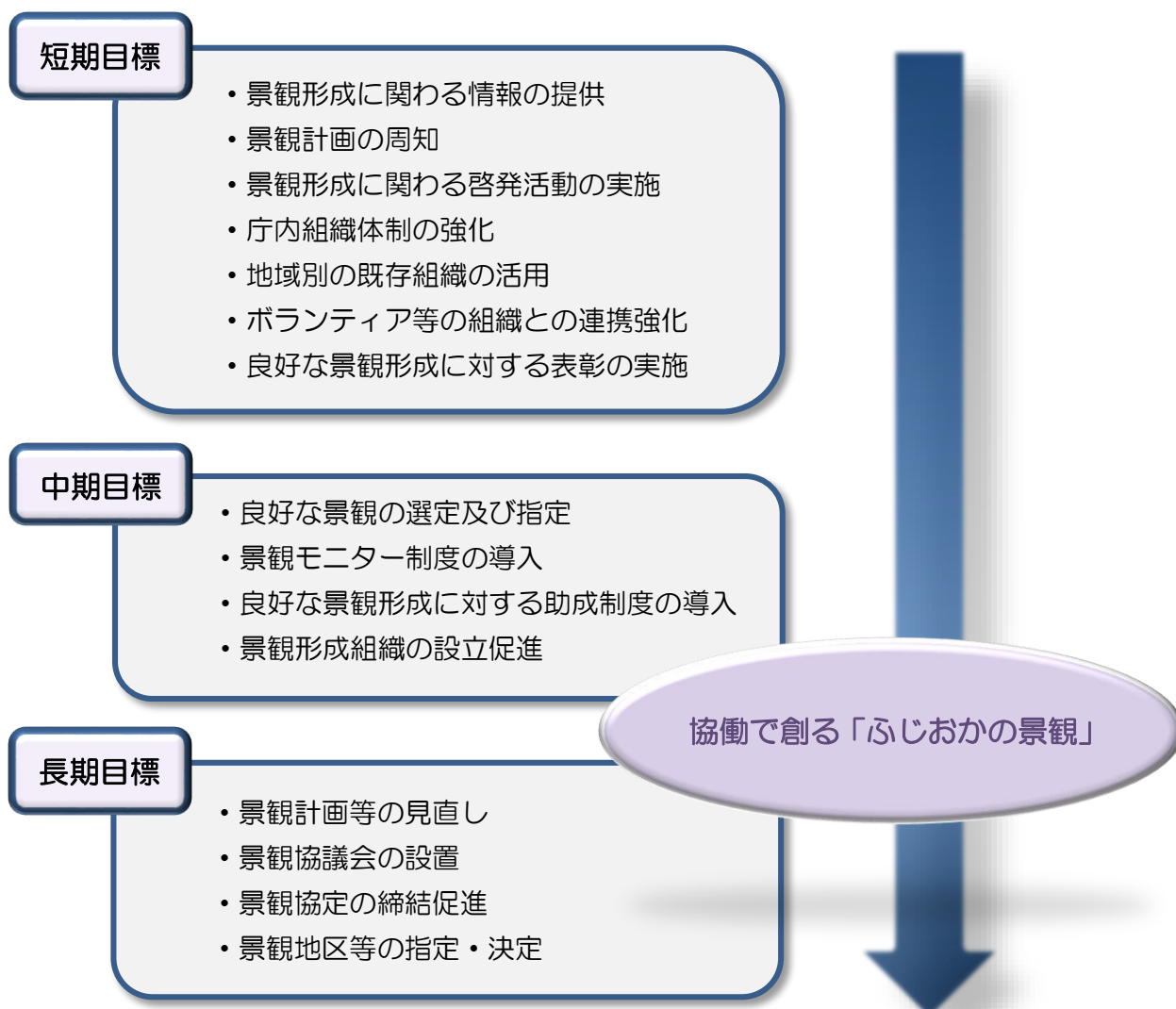


図 景観づくりに関わる施策展開フロー

1. 藤岡市景観計画改定の経緯

日	時	内 容
令和元年	7月26日	藤岡市景観計画改定委員会設置
	9月21日	第1回藤岡市景観計画改定委員会開催
	10月25日	第2回藤岡市景観計画改定委員会開催
	12月 5日	庁議協議
	12月20日	第3回藤岡市景観計画改定委員会開催
令和2年	1月 6日 ～ 2月17日	パブリックコメント手続実施
	9月30日	藤岡市都市計画審議会開催（意見聴取）
	10月30日	決定告示・縦覧（令和2年10月30日施行）

2. 藤岡市景観計画改定委員会要綱

(設置)

第1条 この要綱は、景観法（平成16年法律第110号）第8条の規定に基づき策定された、藤岡市景観計画（以下「景観計画」という。）を改定するため、藤岡市景観計画改定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 景観計画の改定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、都市建設部長をもって充てる。
- 3 委員は、市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が任命した日から景観計画の改定が完了する日までとする。

- 2 委員に欠員が生じたときは、遅滞なく委員を選任するものとする。

(委員長等)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、都市建設部都市計画課長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、都市建設部都市計画課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月26日から施行する。

3. 藤岡市景観計画改定委員会名簿

	役職名	職 名
1	委員長	都市建設部長
2	委員	企画部企画課長
3	//	企画部地域づくり課長
4	//	総務部地域安全課長
5	//	市民環境部環境課長
6	//	経済部商工観光課長
7	//	経済部農林課長
8	//	経済部農村整備課長
9	//	都市建設部土木課長
10	//	都市建設部建築課長
11	//	都市建設部都市施設課長
12	//	都市建設部区画整理課長
13	//	鬼石総合支所鬼石振興課長
14	//	鬼石総合支所にぎわい観光課長
15	//	教育委員会生涯学習課長
16	//	教育委員会文化財保護課長
17	//	都市建設部都市計画課長

事務局	都市建設部都市計画課
-----	------------

藤岡市景観計画

平成 25 年 3 月策定

令和 2 年 1 0 月改定

発 行 藤岡市

編 集 都市建設部 都市計画課

〒375-8601 藤岡市中栗須 327 番地

TEL 0274-22-1211（代表）

FAX 0274-22-6444
